

第二日 平成二十九年十二月十二日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、九番相馬勝治君に一般質問を許します。九番相馬勝治君。

〔九番 相馬勝治君 登壇〕

○九番（相馬勝治君）

皆さん、おはようございます。ただいま議長より私、相馬勝治に対し、一般質問のお許しが出ましたので、関係各位の皆様、明確なる答弁、よろしくお願いいたします。

早くも十二月に入り、忘年会、また、正月の準備とあわただしい毎日が続くものではないでしょうか。また、傍聴に来た町民の皆様におかれましては、毎日忙しい日々を暮らすと思いますので、体には十分留意され、お正月を迎えますようお願いのものです。

また、建設課におかれましては、これからの冬道に対する生活道路の確保をよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項に沿って伺いたします。

第一点目の防災無線の運用についてであります。時報の統一、新・藤崎音頭と、メロディーが変わりました。今年度四月から変更になった理由をお尋ねいたします。

第二点目の五回目となりました秋まつりについてであります。全体的にどのような評価をなされたのか伺うものです。

三点目の藤崎町史の作成進捗状況はどのようになっているものなのか伺うものです。

以上、登壇からの質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

九番相馬勝治君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

相馬議員の一般質問にお答えする前に、さきの十一月十一日、新・藤崎音頭を作曲しました小山内たけとも氏が、いろいろ活躍、ご功績ありましたけれども、天国に旅立ちました。たけとも氏は、合併時十年目のあたりに、新・藤崎音頭をつくろうという声が多く町の民から起こり、町のお話に、即賛同していただいて、新・藤崎音頭を作曲したところでもございます。皆さんとともに哀悼の意を表したいと存じます。

それでは、相馬勝治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、行政問題についてのイの防災無線の運用についての時報の統一についてと、新・藤崎音頭になった経緯については、関連がございますので、あわせてお答えいたします。防災行政無線は、本来、火災や台風などの緊急時に利用される情報伝達システムであります。災害時などの緊急放送以外でも公共性の高いものは一般放送として活用することができるとされており、運用基準を定める検討会議を設置し、その運用について協議してきたところでもあります。その中で、時報の統一やチャイムのメロディー変更等についても検討され、合併十年以上が経過し、一体となったまちづくりを推進していくために、時報の時間を統一したものであります。

また、新・藤崎音頭になった経緯につきましては、かねてから普及、浸透が課題となっていた新・藤崎音頭をもっと活

用すべきとの声があったことから、選曲されたものであります。

なお、チャイムの変更に際しましては、町広報紙に三カ月前より連続して掲載し、町民への周知に努めてきたところであり、このように、平成二十九年四月から現在の形態で運用し、町民の皆様にも徐々に浸透してきたところであり、ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、口の秋まつりの評価についてであります。第五回藤崎秋まつりは初日が雨、二日目が雪という悪天候でありましたが、多くの来場者に訪れていただいたことにより、大盛況のうちに終了することができました。町の二大特産品であるリンゴとお米の収穫感謝祭として、リンゴふじを使ったジャンボアップルパイや、青天の霹靂のジャンボおにぎりなどにより、町の魅力を十二分に町内外に発信できたものと考えております。

また、健康づくりフォーラムや、文化・芸能発表、地元の高中生や中学生によるボランティア活動、そして、イオン藤崎店のご協力により、今回初めて実施した小学生書道作品の展示など、町民の皆様が積極的に秋まつりに参加していただいたことにより、町民力の結集をアピールすることができました。今後とも、町民一人一人がふるさと藤崎町に愛情と誇りを持てるような企画を立案し、来場される方、祭りに携わる方、全ての方が楽しんでいただけるよう、ふじさき秋まつりを展開してまいりたいと考えております。

次に、ハの藤崎町史の作成進捗状況についてであります。藤崎町史の編さんにつきましては、平成二十六年、第四回議会定例会における一般質問において、相馬議員によりお尋ねがございました。その答弁におきまして、町といたしましても、町史を編さん、刊行することは、町民一人一人が郷土の歴史と文化を共有し、絆と融和を大切にしながら、町民が主役の活力あるまちづくりを推進する上で、肝要なことであるとお答えしており、新藤崎町史の編さん及び町史刊行について、教育委員会へ指示したところであり、このことを踏まえ、教育委員会では、学識経験者などからなる委員七名により、藤崎町史編さん検討委員会を設置し、延べ三回にわたり、町史を編さんすることの必要性の可否及び

町史を編さんするための基本方針などについて協議・検討を行い、町史編さんに着手する必要があること、町史編さんには全庁的な協力体制の構築を図ること、継続的に町史編さんの基礎データとなる史料の収集・整理・保存を行うための事務分担を設けること及び町史編さんを行うための基本計画を策定することなどが必要であるという指導、助言をいただいたところであります。

そこで、平成二十九年四月に、藤崎町史編さん基本計画を策定し、町村合併後の当町の歴史を後世に伝えることを中心に、新藤崎町史を編さんするとともに、旧町村史の藤崎町誌並びに常盤村史につきましても、必要な見直しを行いながら、旧町村史執筆後、町村合併までを主とした藤崎町誌、常盤村史追補編の編さん及び合併後の藤崎町史と藤崎町史（資料編）の編さんを行うことを計画の趣旨として定めております。

また、基本計画における編さんスケジュールにつきましては、今年度から町史編さんの基礎データとなる資料の収集、整理、保存業務をスタートさせ、藤崎町誌、常盤村史の追補編の刊行につきましては、平成三十四年度を予定しており、藤崎町史の刊行時期につきましては、合併二十年の節目となる平成三十七年度に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。町民一人一人がこれまでの創意と知恵と工夫を学び、未来へつながるまちづくりを進めるための指針となるよう、正確な史実をまとめ上げてまいりたいと考えております。

以上、相馬議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

九番相馬勝治君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより九番相馬勝治君に再質問を許します。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

まずは一点目の防災無線についてであります。四月から時間及びメロディーが変わったということで、今は何ともない

んでしたけれども、四月、五月、六月と、チャイムが鳴った時点でもう最初はわかりませんでした。ということは、藤崎地区は十二時にチャイムが鳴っていたと。そして、常盤地区は十一時に鳴っていた経緯がありました。そこで、近隣の町村へお邪魔して確認しましたところ、あるところでは十二時にチャイムが鳴っていました。それは本来何年も続いている歴史と言えおかしいんですけれども、条例がそのとおりになっているということでありました。そして、三つ目のところへ行きましたら、十一時半にメロディーが鳴っていたと。そして、そのわけを聞きましたら、うちほうのところは、畑とか、田んぼが多いもので、その人たちに住民サービスといいますか、その点で十一時半に鳴らしていますと。我々もそうなんですけれども、農家に従事している人は、十一時、十一時半に鳴ってもらえれば、大変助かると思っております。なぜかというと、農家の人は一般的には十二時にご飯を食べる人がいないので、十一時、十一時半に鳴ってもらえれば、昼の支度ができる。みんなそういう作業をしながら時計を見るということは余りないんですけれども、唯一そのメロディーが目印とは言いませんけれども、体内に染みついていると、何十年も染みついているということで、大変常盤地区の農家に従事している人には怒られました。

町長に聞きたいんですけれども、この答弁にもありましたように、時間を統一だと、合併したから統一だということに対して、私は今のこのチャイムの問題に対しては、ちょっと「うん」とする考えがあるんですけれども、町長のほうではどうでしょう、考え方としては。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

登壇でお答えしたことをまた繰り返すようでございますが、いわゆるまず一点目は、常盤地区、藤崎地区ってありまして、十一時が常盤地区の正午の時報、藤崎地区は十二時の正午の時報と、ずっと合併して十二年間はそのような形でや

ったきたところでもございます。ちょうどその検討会議の中で、新・藤崎音頭の普及も兼ねてチャイムを正午にしたらいんじゃないかというような話も湧き上がりまして、検討会議で十分協議して、正午に統一した形でチャイムを鳴らしましょうという結論に至ったところでございます。もちろん相馬議員からお話しがあったとおりに、農家の皆さんのお昼代わりの十一時の時報ということで、ずっと親しみなれた十一時の時報というのは、非常に理解するところでございますが、新藤崎になって、十三年目ということで統一を図ろうということで、そのような結果になったところでございます。もちろん十分周知徹底を図りたいということで、三カ月前から広報等をお使いしながら、住民には呼びかけて、ご理解を賜ってお願いしてきたという経緯でございますので、ご理解していただきたいと存じます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

何よりも合併とか、そういうのがどうしても先に来るような感じで、ただ合併したから統一しましょうとか、そういう点であれば、それを今の曲名は案外言われないうですけれども、時間がどうしても体に染みついていると。広報無線は主に野外の人が聞いているという経緯もあると思います。この検討委員会の中で「統一だ統一だ」って言っているんですけれども、果たしてその統一の意味、何でと。外で作業をしている人は唯一それが大事だと私は常日ごろ思っております。そして、去年で言えば、私も十一時のチャイムが鳴れば、ああもうそろそろ昼だなと。そして田舎館のほうから十一時半に青い森のメッセージが鳴るということで、昼だなと家に帰って昼飯を食って、ちょっとお昼寝の時間になるんですけれども、そういう生活が何十年来という月日がたって体に染みついているものが、合併で統一だってしたもの、何かその辺のところはどうしてもいまだかつて腑に落ちない点であります。

ただ、時がたてば、そういうふうに十二時になるかもしれませんけれども、その時点ではお昼寝タイムということにな

っております。そして、小学校、中学校にも聞いたんですけれども、十一時に鳴っても、十二時に鳴っても、何ら学校は問題ないよと。そういう話も聞いておりますし、これから先、直せとは言いませんけれども、さまざまなものに対して、やっぱりさまざまな意見を聞きながら、検討委員会でこうしたからこうのと、決めるのではなくて、条例にもうたっているように、ある程度そのほか長が特に必要と定めるとか、そういう云々もありますので、それを受けた町長が「わかったって、委員会の言うとおりにするじゃ」ではなくて、やっぱり一步踏みとどまって、周りの意見も聞きながら、やってほしいものだなとっております。この件につきましては、再度時間の変更を、もったりまげだりとするのは何ですけれども、やっぱりこういう事態が想定されることもこれからあると思いますので、何とかその辺のところは考慮していただいて、十一時半に町の広報も鳴りますので、それを基準に昼の準備をしてくださいとか、そういうふうに言いわけではないんですけれども、時間帯の外で作業をする人に告知といいますか、認知といいますか、それを利用してくださいっていうほかならないと思いますので、その辺のところは町長も理解していただいて、基幹産業は農業です。農業に従事している皆さんにもうちょっと配慮というものを願いたいんですけれども、よろしく願いいたします。

次に、秋まつりの評価についてであります。一日目は、そこそこの雨降りの天気でしたけれども、二日目、雪が降り、私もちょっと気になりまして、七時ごろに来たんですけれども、来たらジャンパーを来た職員が準備作業に入るところでした。あの十センチ以上かな、降ったのは。本当に職員の皆様、そして関係各位の皆様には、あの十数センチも降った雪を迅速に片づけてもらいまして、本当にご苦労さまと評価する、職員が町に対する、行事に対する意欲があり、本当に褒めて遣わすと言っては何ですけれども、大したものだなと思いました。それにつけて、天気の悪い中、商店を出したさまざまな皆様方にもお礼を申し上げたいとっております。

そこで、再質問に移るんですけれども、毎年毎年このような行事を行うんですけれども、来年と言えばあれなんですけ

れども、来年に向けての豊富とか、別なものをやりたいとかっていう企画は若干あるものなのではないでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

担当課もありますけれども、実行委員長は私ですので、私が答弁したいと思います。いわゆるこの秋まつりは、全ての農作物が収穫を完了し、町民皆さんでその収穫の感謝を込めて産業、そして文化、そして健康の三本柱で多くの団体、JAはもちろんのこと、多くの団体に呼びかけして、ずっとずっと早い時期から準備してきたところでもございます。ことしも議員の皆さんも二日間来た人は、若干ちょっと変わったなという認識を受けたとそう思っておりますけれども、実行委員会の中から、子供たちに第一義の学業もありますけれども、いわゆる地域挙げてのイベントですから、郷土愛、地域の絆を育てるためにもうちょっと積極的に参画させてもいいんじゃないかということで、春先から両中学校には吹奏楽のいわゆる発表をお願いしてきたところでもございます。

また、小学校におかれましては、三小学校にいわゆるふじとか、あるいは秋まつりとか、藤崎をちょっとなじった習字の展覧会もイオンさんの協力を得ながら、作品展示もしてきたところでもございます。マンネリ化しないように担当課ではもう次の日から来年に向けてのいろいろな意味でのアイデアを反省しているところでもございまして、昨日、私も入って、企画財政課と懇談を深めたところでもございます。いずれにしましても、多くの団体、そして多くの町民が参画して、この地域を総体的に発信するというところで、また、鋭意努力続けていただきたいと、そう思います。

議員の皆さんからももっと積極的に意見も出していただきながら、いわゆるイベントそのものにも、もっともっと積極的に参画していただきたいと、そういうこともあわせてお願いしたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）



相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

ちょっと一点、聞きたいんですけども、文化センターにもちょっと足を運びました。ある個人の問題ですけども、個人で出品している俳句とか、そういうのもありました。今は亡き太郎さんの奥さんも色紙とかさまざまなものを展示しておりました。

そこで、一つ聞きたいのが、唐糸御前にある辻さんとか、木村さんの石碑があるんですけども、枯れたと言えおかしいですが、あの人たちの作品が何か見えないような感じしたんですよ。当然、石碑を建てるということは、それなりに何かをした人の石碑を建てたわけですよ、当然。だから、辻さんや木村さん、そして、あの俳句をつくる人たちの作品が見えなかったのかなと思っているんですけども、その点はどうでしょう。出展されたのか、されないのか、ちょっと聞きたいんですけども。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

この文化の展示に至っては、大分前から多くの町民に広報等を使って、習字やら、あるいは盆栽やら、あるいは写真やら、そして手芸やら、もろもろ募集をかけているところでございます。たまたま記念碑がある辻 桃子先生、そしてまた木村遥雲先生もそれを見たか見ないかわかりませんが、作品がないから残念だと言えおこまででございますが、これは一般町民に呼びかけ、あるいはまた文化協会の会員に呼びかけして、出てきた作品物を展示しているという理解をしていただきたいと、そう思うてございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

さまざまな小学校からさまざまな作品がありましたけれども、私個人としては、そういう団体があるので、ちょっと寂しいなど。本人たちが知ってか知らずか、わかりませんが、やっぱり石碑を建てた以上、やっぱりそういう行政側のほうからでもそういう組織に、広報ではなくて、電話の一本を入れてもらえれば、こういうイベントがありますので、作品を何とか展示できませんかとするのもまた、祭りを盛り上げる一環だと思いますので、町に関連する団体、組織いろいろありますけれども、何とかその辺のところも含めて、広報ばかりではなく、一報ということをしてもらいたいなどと思いますけれども、企画課長のほうはどう思いますか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

今回の文化チームの作品展示でございますけれども、この件につきましては、生涯学習課や学務課、それからNPO法人であります藤崎町文化協会が主体となって運営している事業でございます。それにつきまして、作品の募集につきましては、私どもの広報やホームページでお手伝いできるのであればお手伝いしてまいりたいと、そのように考えてございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

祭りに対しても、約七チームの編成チームということを知っておりますので、それを統括するのが企画財政であり、行

政側の対応ですので、生涯学習課の課長におかれましても、やっぱりそういう文化的、健康、産業、さまざまな分野で自分たちのところには関係ないじゃなくて、自分の知っているところに対しては、広報ばかりではなく、電話の一報をこれから入れてほしいなと思っておりますので、その辺のところは各担当部署、課長、よろしく願いし、もっと一工夫、二工夫を凝らした藤崎町の発信、PRに努めて頑張してほしいと思いますので、何とぞ第六回目に向かい、年明けでも構いませんので、少しずつ一歩でも二歩でも盛大な祭りに盛り上げてもらえるようお願いいたします。

次に、藤崎町史についてであります。合併以前の藤崎町誌、常盤村史の発行は、合併以前、ちなみに村、町、合併するまで何年の空白時間、年数がたっているものなのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

藤崎町誌につきましては、平成八年に刊行されておりました、その内容については、平成八年の一月までの史実をまとめております。平成十七年三月合併時の期間で算定しますと九年間の無編さん期間がございます。

常盤村史につきましては、四巻ございまして、おのおの発行時期が異なります。最初発行しましたのが平成十一年でございまして、その後隔年で平成十六年の五月に最後の四巻目が刊行しております。史実の内容につきましては、平成六年の三月までをまとめておりました、十一年間の無編さん期間がございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

どうしても合併ってすのが頭に入ってくるんですけども、今が平成二十九年、平成十七年に合併したということで、約二十年ぐらいたっていると。遅いものでは平成八年ですので、何年だ、二十一年という月日がたっているんですけども、我々もこの町史については、本当に興味深いといいますか、たまに開くときがあります。私も教育長から藤崎町誌を借りている面があります。たまに藤崎町誌を見たり、そしてまた常盤村史を見たりすれば、ああこういうことがあったのかなって、本当に歴史というのはいえられないんですけども、それをもとにして、我々もまた、これからどうしなければならぬのかなってすのが、若干勉強になるということで、平成二十六年、今から三年前に質問したわけですが、その間、延べ七回でしたか、会議を開いて方向づけはしたということで、検討委員会が七人でしたね、委員が七人ということで、方向性はつけられたと。そしてこの平成三十七年ということは、それに向けての発行をするということで、これってすのは、大体でいいんですけども、前もって常盤村史とか、藤崎町誌があったんですけども、あのぐらいの一冊の本になるんでしょうか。大体でいいんですけども。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

新藤崎町史につきましては、合併時、平成十七年から二十周年を迎える平成三十七年度の史実をまとめるということで、基本計画の中で定めております。その二十年間の史実をまとめるに当たって、どのぐらいのページ数かという話のご質問でございますが、現在の旧藤崎町誌、常盤村史については、一冊大体五百ページほどございます。内容からしますと五百ページぐらいでまとまるものではないのかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

これは本当に町史といっても、口では簡単なんですけれども、編集する自体がどこまで編集するのか、委員会、そして生涯学習課にも難しいと思いますので、その辺のところをなるべく月日が今平成二十九年、あと六年か、八年という月日の中で町がどのように変わっていくのか、これは誰もわかりませんので、そういうところは平成三十七年に向けての資料を少しずつ、一步一步検討しながら、頑張ってもらいたいと思っております。これからも町がある限りは歴史が出てきます。どういう歴史になるかわかりませんが、町史については、本当に私は大事だと思っておりますので、委員会を含め、さまざまな分野の協力を求めていきながら、ご協力いただいて、素晴らしい町史をつくってもらいたいと思っております。これができるまでは、私の前にいる皆さんは、いないと思っておりますけれども、後世につなげるような町史をつくってもらいたいと思っておりますので、何とかその辺のところはご理解いただいて、町長もまだ現職でいるかわかりませんが、いるかもしれませんけれども、とても大事なものですので、何とかいいものをつくって、みなさんで見たいと思いますのでよろしく願いし、再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

これで九番相馬勝治君の一般質問は終了いたしました。

次に、一番阿部祐己君に一般質問を許します。一番阿部祐己君。

〔一番 阿部祐己君 登壇〕

○一番（阿部祐己君）

おはようございます。議席番号一、阿部祐己です。ただいま議長からお許しがありましたので、発言させていただきます。

一般質問に入る前に一言、十二月のこの年末の何かとお忙しい中、こんなにも多くの方に傍聴にお越しいただきまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、先月の十八日、十九日には、第五回目となります藤崎秋まつりが開催されました。恒例となったジャンボアップルパイ無料振る舞いや、ふじりんごふるさと応援大使でもある梅沢富美男さんも駆けつけ、ジャンボおにぎりの無料振る舞い、そして健康フォーラムではゲストにパイヤ鈴木さんを迎え、ダイエット体験談等の講演もございました。初日は大雨、そして二日目は大雪と、天候には恵まれませんでした。町内外からたくさんのお客様がお見えになり、大盛況に終わりました。

今、藤崎町の子供たちが頑張っています。去る十月八日、全国少年柔道形協議会では、藤崎町柔道スポーツ少年団の高谷君が本県代表として出場し、見事優勝、そして常盤小学校スクールバンド部が十二月十六日に行われる第四十五回マーチングバンド全国大会小学生の部に出場します。さらに常盤ジュニアバドミントンクラブに所属する七名が十二月二十二日から広島県で行われる全国小学生バドミントン選手権大会に出場します。また、中学校硬式野球チーム聖愛リトルシニアに所属する藤崎小学校出身の町田君は、十二月二十九日から一月二日まで台湾で行われる第十五回日本台湾国際野球大会に東北選抜チームの一員として選ばれました。子供たちの活躍が素晴らしい。年末年始に行われる全国大会、そして国際大会でも日ごろの練習の成果を十二分に発揮し、活躍してほしいものです。

そして、先般、第四十八回衆議院議員総選挙が行われ、亡き兄太郎さんの意志を継ぎ、地元藤崎町出身の木村次郎さんが初当選されました。心よりお祝いを申し上げます。青森県のため、そして地元藤崎町のためにも、今後ますますのご活躍をご期待しております。

それでは、平成二十九年第四回定例会に当たり、通告いたしました項目につきまして質問させていただきます。町長初め、各担当者からの明確な答弁をいただきますようお願い申し上げます。

初めに、平成三十年度の予算編成について質問いたします。

十二月は、来年度の予算編成の時期となります。次年度の重点となる政策はどのようなことがあるのか。これをお尋ねいたします。

あわせて、その政策に係る予算額についてもお聞きいたします。

次に、社会体育施設の利用状況についてのスポーツプラザ藤崎の利用状況についてお聞きいたします。スポーツプラザ藤崎ができてから、約三十年ほどたっていると思います。今では、トレーニング室のトレーニングマシンも充実しており、バスケットボールやバドミントンなど、団体での利用もあり、年間利用者も年々ふえているのかなと思います。

そこで、質問となるのですが、年間の利用者数はどのくらいあるのか、そして施設利用料はどのくらいになっているのか、これをお聞きいたします。

最後に、子育て支援についての学童保育事業についてお聞きいたします。そもそも学童保育事業とは、共働きひとり親の小学生の放課後の生活を継続的に保障することを通して親の仕事と子育ての両立支援を保障することを目的としています。成長期にある子供たちに安全で安心な生活を保障することが学童保育の基本的な役割となっております。今現在、藤崎町の学童保育は三学年までとされており、共働きが当たり前とされているこの時代に、親の仕事と子育ての両立を支援することを目的としているはずなのに、なぜ三学年までなのか。対象となるのは、小学校就学中の児童とされているはずですが。

そこで、お聞きするのは、今後対象学年を六学年まで拡充することはできないものか。これをお伺いして、登壇からの私の質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

一番阿部祐己君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

阿部祐己議員の一般質問にお答えいたします。初めに、平成三十年度の予算編成についてのこの平成三十年度の重点政策についてお答えいたします。平成三十年度は財政的に非常に厳しい年となると考えております。そのわけは平成二十七年度から普通交付税の算定替えによる合併効果額の縮減が始まり、最高で三十四億円を超えていた普通交付税が平成二十九年度は三十一億円、平成三十年度には三十億円前後になるものと推測しております。予算額につきましては、現在、平成三十年度当初予算の編成作業中ではありますが、このような厳しい状況下にあっても、各部署の英知を結集し、最小の予算で最大の効果を発揮できるよう全ての事業を徹底的に見直し、町が真に進めるべき事業を厳選しながら、町政発展と住民福祉向上のための施策を全体の予算の枠組みの中で検討してまいりたいと考えております。

平成三十年度に実施予定の主な事業の一つが、役場本庁舎機能強化事業であります。近年全国各地で発生している大規模災害は、決して他人事ではなく、当町においてもいつどのような災害が発生するか予測できないものであり、災害発生時において、町民の生命・財産を守るため、防災の拠点としての機能を強化すべく役場本庁舎の耐震改修を初めとした整備を行う予定としております。

町民の皆様のご意見、ご要望にじっくりと耳を傾けられるようローカウンターに変更するほか、よりよい行政サービスを提供できるよう老朽化によるさまざまなシステム等のふぐあいを解消いたします。

また、常盤地区における町民活動の中心である町教育委員会の活動拠点でもあります常盤生涯学習文化会館整備事業を実施いたします。

さらに国の重点施策の一つであり、私が町長就任以来最重要課題と位置づけ、これまで取り組んでまいりました地方創生推進事業についてもその根幹となる食彩ときわ館増改築事業が今年度完了し、平成三十年度から本格的に稼働いたし



ます。食彩ときわ館を拠点として、藤崎町がこれまで育んできた地域資源をフルに活用し、地域六次産業化、新たな観光コンテンツの創出、地域産業の強化、戦略的な雇用支援などを行うことで地域に密着し、輝き、活躍できる基盤づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、子育て世代を支援するための医療費補助、今年度から新たに人口減少対策として取り組んだ若者移住住まいづくり補助事業や、子育て世帯定住促進事業、藤崎町を応援してくださるふるさと納税を活用した中学生海外派遣事業のほか、活力あるまちづくりの根幹である町民の健康を守るための各種健診、生活習慣病予防と早期発見、早期治療が目的の特定検診やがん検診なども引き続き強化してまいりたいと考えております。

限られた予算ではありますが、町民が主役の活力あるまちづくりを目指し、町民と行政が一体となって山積する課題に果敢に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても何とぞご理解、ご協力をお願いするものであります。

次に、社会体育施設の利用状況についてのイのスポーツプラザ藤崎の利用状況についてお答えいたします。

スポーツプラザ藤崎は、町民の心身の健全な発展とスポーツの普及振興を図るため、昭和六十三年に設置した社会体育施設であり、以来、町内外から多くのスポーツ愛好者や、各種スポーツ団体に利用されており、現在はNPO法人藤崎町体育協会への指定管理により施設運営を行っているところであります。

前年度におけるスポーツプラザ藤崎の利用状況につきましては、個人、団体利用者数の合計で七万二千二百人余りを数えているところであり、その施設利用料は二百五十七万六千円余りとなっております。また、昨年同時期と比べ、十月末現在における施設利用者数は四千九百五十三人で二一%ふえ、また施設利用料につきましても、四十万六千五百円で、三三・一%の増となっており、施設の利用件数は年々増加傾向となっているところであります。

次に、子育て支援についてのイの来年度の学童保育事業についてお答えいたします。

学童保育事業における対象学年の拡充などにつきましては、法律上、小学校就学中の児童を対象として実施することが

望ましいとされているものの、保育需要が少なかったことや、保育スペースの確保が困難であることなどを理由として、これまでは小学三年生までを対象として実施してきたところであります。ことし七月に町が実施した学童保育事業に関する意向調査の結果、近隣市町村の実施状況等を勘案し、来年度から小学六年生まで拡充して実施できないものか今鋭意検討を進めているところであります。

以上、阿部議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

一番阿部祐己君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより一番阿部祐己君に再質問を許します。一番阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

それでは、これより再質問とさせていただきます。

まずは三十年度に実施予定の重点施策について答弁いただきました。その中で、役場本庁舎機能強化事業、そして常盤生涯学習文化会館整備事業を行う予定としている。町長の答弁の中でも役場本庁舎の耐震改修を初めとした整備、さらには町民の皆さんによりよい行政サービスを提供できるように、改修工事をするとしておりました。同じく、生涯学習文化会館整備事業についてもそうなのですが、まずは、この二つの事業に係る事業費はどれくらいになるのか。

そして、財源はどのようになっているのか、これをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

まず、事業費についてでございます。役場本庁舎機能強化事業の工事費が約五億九千六百万円、工事監理業務委託料が約一千六百万円の予算要求を受けてございます。この財源といたしましては、合併特例債を約五億五千六百万円、緊急防災減災事業債を約三千万円、そして残りを一般財源約二千六百万円で賄いたいと思っております。

また、常盤生涯学習文化会館整備事業でございますけれども、工事費が約二億円、工事監理業務委託料が約百二十万円の予算要求を受けてございます。こちらの財源といたしましては、合併特例債を約一億九千万円、残り約一千百万円を一般財源で賄いたいと、そのように考えてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

役場本庁舎については、耐震強化の改修や、そしてローカウンター、老朽化によるさまざまなシステムのふぐあいの改修などとしておりました。生涯学習文化会館整備事業、これについては、前の六月の一般質問でもちょっと聞いたんですが、築二十八年ほどたっているはずですが。前にもお聞きしましたが、具体的にどういったところを改修予定としているのか、これをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答え申し上げます。建築後二十八年ということで、大分老朽化も進んでおまして、長寿命化を図るために改修を整備するというので、ことしの九月に調査業務をお願いして予算可決後に実施いたしました。その結果、屋根の板金の改修、それから外装につきましても石綿が含まれているサイディングがありましたもので、その外壁についても全て取

りかえるということが必要であるという報告を受けて、その改修、それから建具につきましても、入口等に冬場であれば風が吹き込むという状態になっておりますので、居住環境、利用者の環境を整備する上でも風除室の設置が必要であろうということで、風除室等の設置、それから内装につきましても、各部屋のクロスとか、そういう部分についても改修が必要であり、あと施設の電気につきましても、LEDによる照明機器の設置、あと音響設備についてもほとんど使えない部分もありますので、その音響についても改修するということでございます。

あと、機械的なものにつきましては、給油管についても雪国である施設にしては、ちょっと設置がおかしいということで、灯油の漏れが生じるかもしれないということで、その給油管についても全て設置をすると、変更するということが調査で上がっております。

そういう調査をもろもろして、あらあらでございしますが当初予算については企画財政課長が答えましたとおり、事業費を要求しているところでございます。今回、三月の定例会におきまして補正予算で実施設計を予算計上しております。その実施設計をした上で、細かな数字、または事業の詳細が出てくるかと思えます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

今の答弁の中には、トイレという話は出なかったんですが、前にも質問したことがあるんですが、トイレの洋式化を町としてお願いしたいということも言ってあったので、トイレについてはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

申しわけございません。トイレにつきましては、当施設は洋式化を一部しております。和式の部分はごく少なく、トイレにつきましては全てウォシュレット式の洋式便座をセットしまして、あわせて障害者用のトイレにつきましても、機能性のあるものに改修したいということになっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ありがとうございます。もう一つ、答弁の中で、中学生の海外派遣事業も継続というお話が出ておりました。今年度は、募集枠より若干オーバーした希望者十七名全員を派遣しました。来年度も希望者全員を派遣するということはないですよ。中学生の海外派遣事業については、とてもよい事業であるとは思いますが、募集人数はしっかりと守っていただきたいと思えます。そして、今年度同様派遣先はシンガポールを考えているのか、こういったところをどうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。今年度初めて実施した中学生海外派遣でありますけれども、反省点も含めて、問題点等も検証しているところでありますけれども、来年度の派遣生につきましては、今年度の申込者の状況や学校の意見、また要望等を踏まえまして、総合的に判断いたしまして、派遣人数を決定することになりますが、その決定された人数のみの派遣にしたいと考えております。

また、派遣先でございますけれども、報告会とか、またアンケート結果を踏まえまして、シンガポールは治安のよさや

時差にも余り影響がなくて、また、予算面や距離、それらを考慮いたしましても、問題もないということから、ここ何年か継続してさらによい点を見出していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

希望者の人数はまだ決まっていないということではよろしかったですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

まだ決まっておりません。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ありがとうございます。もう一つ、町民の健康を守るための各種健診、そして生活習慣予防早期発見、早期治療が目的の特定健診や、がん検診の強化としておりましたが、その中でも日本全国死亡率が第一位であるこのがん、このがん検診率向上のために、町で講じている施策などはあるのか、これをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。ご質問のがん対策についてであります。がんを完全に撲滅する治療は、予防は現在まだございません。しばらくこの対策については時間が必要であろうかと思っております。登壇での町長のほうからの答弁にもありましたが、現在の最良のがん対策については、早期発見、早期治療ということでございますので、まずは健診率を上げてもらうということが第一と考えております。

また、がんや生活習慣病の予防には、野菜の摂取が一番いいと言われております。食の改善についても重要な問題であろうかと思っております。そして、毎日適度な運動をすることもまた健康にとって欠くことのできないものでありますことから、これまで同様に、健診、食生活、運動の三つの健康運動を柱に据えて、住民へこのことを健康教育していきたいと考えております。このことが、がん対策にもつながるものであると考えておりますので、引き続きご協力をお願いするものであります。

さて、特に具体的にどういうことをしているのかということではありますが、まず、健診については、一旦健診を申し込んだ方も、当然都合が悪くなって健診を受けられないという場合もあります。そういう方に対しては、二度、三度と町のほうから健診を受けていただきたいということで通知、それからこれをコール、リコールと言うわけではありますが、再勧奨しているということでもあります。それから、健康推進員の方には、これから一月の末から二月にかけて、毎戸を訪問していただいて、健診の重要性を説いて、健診を勧奨するということがまず重要であるということで実施しております。

次に、こういうことをまず皆さんにどういうことで教えていくということではありますが、これにつきましても、健康教育ということで、専門のお医者さん等に町に来ていただいて、各地域において健診の重要性や食の大切さを専門の先生のほうから皆さんのほうに講演していただいているということもございます。

それから、運動につきましても、チャレンジデーや、それから先般の秋まつりでご案内したとおり、その大切さをパネ

ル等やそれからチラシ等で皆さんのほうに周知しているということでもあります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ありがとうございました。運動は大事、そして野菜の摂取なども自分の体調は自分でしっかりと見ていかなければならないというのが健康である秘訣かなと、そういうのを思います。

次に、スポーツプラザ藤崎の利用状況についてです。答弁の中では、施設の利用件数は年々増加傾向にあるとしておりました。もちろん町長もダイエットのため利用なさっていると思います。最近、町民の方からこんなことを言われました。子供を連れてバドミントンをしようと十九時、夕方夜七時に行きましたら「十九時以降は中学生以下の利用はできません」と、断られたそうです。確かに子供たちだけの利用は、夜七時以降はやはりだめだというのはわかりますけれども、父兄同伴であれば二十一時までの利用でもいいのではないのでしょうか。それに、施設内に中学生以下の利用は十九時までといった案内もないはずです。

もう一つ、利用スケジュールのホワイトボードが玄関ロビーにあります。月初めに行っても、団体の利用でほぼ埋まってしまっている状態です。予約はこれ何カ月先までできるのか。まずはこの二点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答え申し上げます。まず、最初に施設予約につきまして、お答え申し上げます。予約につきましては、二カ月前、つまり十二月にもう入りましたけれども、十二月一日になりますと、一月いっぱいまでの施設予約の申し込みができます。



それから、二点目の小・中・児童生徒、小・中学生の利用時間の関係でございます。確かに七時までの利用ですというのは施設の中に掲示はしてございません。この七時になった経緯を申し上げますと、水曜日と土曜日が一般開放の日となっております。その一般開放の日で、体育館、スポーツプラザ藤崎のアリーナの使用状況を見ますと、ほとんどがバスケットでございます。町ではバスケットが盛んでございまして、少数のグループで来て、バスケットのゴールを使いながら体を動かすということでございます。その利用の中で、七時を過ぎて来たところに、その利用者がふえて、子供たちだけの利用であれば、ボールがぶつかったりして、危険であるという判断のもとに、指定管理者であります体育協会のほうで小・中学生の利用について父兄同伴であっても七時までとしたという話で承り、私たちのほうでもそういう危険な状態なのであれば、七時でお願いしたいということでお話をいたしました。その利用の中で父兄同伴であっても、親の方はホール、つまりアリーナの外の待合室といいますか、休憩所といいますか、そこで休憩をしているということで、子供たちだけでそのアリーナで子供たちが体を動かしているという状態があって、目離ししているということで、なかなか管理ができていないということも聞いておりまして、そこで七時になったものでございます。

今後は父兄同伴を必ず確実にいてもらうということを基本として、今後施設の指定管理であります体育協会さんのほうにその話をして、対応できないかどうかを協議したいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

わかります。父兄の方が館内にはいるんですが、アリーナで一緒にいないと。子供たちは子供たちだけで遊ばせている。運動させているという状態、目に見えます。なるだけ同伴するという誓約をいただいても、それでいて二十一時までの利用を認めてほしいなど、そう思います。

それで、このスケジュール管理、ホワイトボードがありますが、どうもわかりにくいのかなと思います。一般で借りる方は、ロビーのホワイトボードを見るか、電話で聞いてあいているかどうか聞かないとわからない、今、状況であります。せっかく来たのに、あいていませんというように二回も三回も断られると、もう来たくなくなっちゃうというふうになります、これは。そこで、私は、ホームページの作成を勧めます。この日の何時からは団体の利用がありますとか、といったような利用状況がわかる簡単なものでいいと思います。ホームページでの予約などはさすがに管理も大変でしょうから、なくても電話予約ということでもいいと思いますが、とにかく誰が見ても利用状況がすぐわかるようなホームページの作成をお願いしたい。体育協会ではSNSのフェイスブックで町体育協会のページがあるんですが、利用状況については、記載はございません。それにこのフェイスブックは登録者ではないと見ることができないです。ホームページならネット環境があれば、誰でも閲覧可能ということになります。ホームページの作成、これについてはどうお思いでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答え申し上げます。昨今のこの社会のインターネットの普及等々から鑑みましても、ホームページの作成は必要であると考えております。私たちのほうでも指定管理者の団体のほうに、体育協会、文化協会もそうなんですが、ホームページの作成について話をいたしました。結果、二十九年度に入りまして、ホームページの作成を手がけております。今年度中にはその作成についても構築されるというふうに伺っております、構築され次第、アップをいたしまして、町民に対しての利用状況の把握等に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ぜひホームページの作成を早急に行っていただきたいと思います。利用状況がわかると助かると思われる文化センター、そしてずーむ館もあわせて、これはお願いしたいなと思います。

もう一つ、トレーニングした後のシャワー室の利用についてなんですが、利用者、町民の方ですが、シャワー室あるの知らない方が多くいます。私もその一人でした。先日行われた議会と町民と語る会の中でも、スポーツプラザにシャワー室を設置してほしいという声もあったぐらいですから。あるならあるとシャワー室利用できますというような案内をするべきだと思います。今後のシャワー室の利用についてお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答え申し上げます。シャワー室につきましては、平成二十三年の十月に設置工事を行いまして、現在いつでも利用できる状態にあります。場所につきましては、更衣室の中に設置してございます。男女とも二つのシャワーが完備されております。確かに町民の方の利用を見ますと、更衣室を使わずに、真っすぐアリーナに入ったり、真っすぐ研修室、もしくはトレーニングルームに入ったりしておりまして、更衣室自体に足を運ばないので、そのシャワー室のあるのを知らなかったのかなと思っておりまして、そのことを踏まえまして、施設の中にシャワー室があるということを明記しまして、今後町民の方々に利用していただきたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

このシャワー室なんですが、利用料とかはどういうふうになっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答え申し上げます。条例で明記しておりまして、五分百円という形になっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

最後に、学童保育事業についてですが、町長の答弁によりますと、来年度から六学年まで拡充しての実施を検討しているとしておりました。そして、ことし七月には、町が実施した学童保育事業に係るアンケート調査を行っておりますが、まずはそのアンケート結果をお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答え申し上げます。今年度実施いたしましたアンケート結果でございますが、主なもの三点についてご報告申し上げます。まず、平日の日中に保育する人が家庭にいらっしゃるのかいらっしゃらないのかという項目につきましては、約七割がないという結果でございます。それから、小学校の放課後、学童クラブでお子さんを過ごさせたいと思っているかどうかという項目につきましては、保育園児では約九割、小学校低学年であれば六割と、トータルでは五二%が学

童保育を利用させたいという意向でございました。それから三点目で、学童クラブを六年生まで利用させたいと思っているかどうかという項目でございます。これにつきましては、全体で三〇％が六年生まで利用させたいという結果でございました。ちなみに、三年ほど前、平成二十七年度の法律改正に合わせて計画をつくらなければいけない、その前段としてアンケート調査を実施してございます。その中にも学童保育の項目があって、六年生までの意向も調査してございます。そのときの結果は一三％という結果でございました。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

放課後、学童で過ごさせたいというアンケートでは、全体で五割を超すパーセントになっております。そのうち、私も資料を少し見させてもらったんですが、そのうち高学年では二二％の放課後学童クラブに通わせたいというアンケート結果でございました。そして学童クラブを六年生まで利用したいというアンケートでは全体で三〇％あるということですね。

それでは、近隣市町村での学童保育、学童クラブの実施状況はどのようになっているのか、わかるのであればお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答え申し上げます。近隣、当町も含めまして近隣の八市町村の状況でございますが、対象の学年をどこまでに行っているかという状況につきましては、当町が三年生まで、それから板柳町は四年生まで、それ以外の六市町村は六年生まで

実施しているという状況でございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

藤崎町が三学年、三年生まで、そして板柳が四年生までと、それ以外の市町村は六年生まで対象になっているということでした。ぜひ、これは藤崎町でも六年生まで実施していただきたいと思うのです。でも、これにもやはり問題があると思います。来年度から六年生まで拡充したとすると、利用児童数がやはりふえるわけでありまして。たしか私が少し調べたところによりますと、一施設の利用人数はおおむね四十人とするとされておりました。藤崎小学校なんかは、現状でも基準を超過していると聞いております。ならば、このふえた分、実施場所についてですが、どう考えておるのか。

そして、これに付随して、指導員不足も問題になるのではないかと思います。これについてお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答え申し上げます。まず、利用人員についてでございますが、現在のところ四つの学童クラブで実施しておりますけれども、平均で申し上げますと、百三十名ほどの利用でございます。これを六年生まで拡充するということになれば、相当ふえるのではないかとということで我々のほうで見込んでいるのは、現状の一・五倍程度となれば、二百名程度になるのかなという見込みをしております。そこで、今阿部議員もおっしゃった課題となるのが場所、それから職員、支援員の数でございます。場所につきましては、現在、利用していないそれぞれの学校の体育館、子供さん方、やはり走り回りたい、体を動かしたいということも当然でございます。学童クラブでは狭くてとてもそういう運動のできるようなス

ペースはございません。そこで、教育委員会、学校のご理解をいただきながら、体育館もフルに活用したい。そしてまた、現在藤崎小学校、藤崎小クラブのほうの学童クラブが四十名規模のものに対して五十名、あるいは日によっては六十名という日もあるようございまして、藤小クラブに関しては、別な施設ということできず一む館を活用できないかというふうなところを現在検討してございます。そして、先ほど申しました一・五倍になって二百名程度の利用ということになれば、支援員としては現員に対しまして五名ほど不足する。この五名につきましても、ハローワーク等で募集をし、対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

わかりました。そのほか検討していることなどはあるのでしょうか。例えば、今は全国的にも学童保育、学童クラブ、児童館などとともに民間に委託、民間委託に切り替ってきているとも言われております。今後考えていかなければならない問題だと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。これまでお話ししてまいりました学年の拡充、それから今の場所の問題、これ以外に二点ほど現在検討してございます。まず一つは、子供たちに対する福祉と教育の融合という観点で検討してございます。これは学童保育そのものは福祉部門でございます。ほかに生涯学習課で実施している放課後こども教室、それから学務課で担当している総合学習塾、弘大の学生さんに来ていただいて勉強を教えてあげるというふうな、いわゆる福祉部門と教育部門

でそれぞれ実施している。これを一体的に提供できないかというふうな観点で、福祉と教育の融合、これについても検討してございます。

それから、もう一点につきましては、運営方法でございます。先ほど近隣市町村の動向をご紹介いたしましたけれども、運営方法につきましては、直営で運営しているところは少のうございます。ほとんどが外部委託、社会福祉法人であったり、民間の業者というところが多くなってございます。その辺につきましても、現在検討しているんですが、先ほどの職員の確保の問題、マンパワーの確保という部分でも、直営では大変苦慮しているところでございます。そのマンパワーの確保、あるいは保育士などの有資格者を活用した保育の質の向上というふうな点で外部委託できないかというふうな点についても検討しているところであります。

いずれにしましても、ただ単に児童を預かるのではなく、より質の高い放課後児童健全育成を図るために、適切な遊びと生活の場を与えられるような検討を現在しているところであります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ぜひこれは来年度から検討しているということなので、進めていただきたいなと思います。ありがとうございました。

最後に一言、江戸時代末期の教育者吉田松陰がこんなことを言っております。「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、故に夢なき者に成功なし」

藤崎町の町長として夢はありますか。熱い思いはありますか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君君。



○町長（平田博幸君）

阿部議員にお答えします。私は常に町民のために、一人一人の福祉向上のために常に目標を掲げ、その目標は職員にも徹底しているところでもございます。しかしながら、私の指導不足で、担当部局でその指導不足であるゆえに、末端まで私の意思が伝わっていない課も実際あるところでもございます。よって、今後はさらに初心に帰って、自分の思い、そして町民の思いを同じくしながら、町勢発展、そして福祉向上、全ての分野で今以上の藤崎町の構築のために皆さんとともに頑張っていきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

夢あるならば、もちろん議員一丸となってお手伝いをするのが責務でございますので、それはきっと成功すると思えます。

これで私の質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで一番阿部祐己君の一般質問は終了いたしました。

次に、三番奈良完治君に一般質問を許します。三番奈良完治君。

〔三番 奈良完治君 登壇〕

○三番（奈良完治君）

原稿に、おはようございますはありませんが、おはようございます。議席番号三番奈良完治です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成二十九年第四回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

今例会は本年最後の例会であり、少々本年を振り返れば、ドナルド・トランプ氏のアメリカ合衆国大統領就任に始まり、北朝鮮による核開発、弾道ミサイルのたび重なる発射、国内に目を向ければ、いまだ続いている森友学園、加計学園の問題、東京都の築地、豊洲の問題、まさに国内外において混乱、不透明な情勢が続いているのではないかとと思われるこのごろではないでしょうか。町においても、当町の町民である衆議院議員木村太郎氏が五十二歳という若さで七月の二十五日にご逝去されたことは、大きな大きな悲しみの出来事であり、当藤崎町、青森県、そして日本の大きな損失であり、まことに残念でなりません。今はただ静かにご冥福を祈るばかりです。

当町のリンゴ産業に目を向ければ、三度にわたる暴風被害、主力品種であるふじの減産、収穫期の十月末からの天候不順、さらに追い討ちをかけ続けている例年には見られない寒波による低温、降雪と、収穫後の後始末すら満足にできない状況に陥っている状況ではないでしょうか。

全体的に見渡せば、何かと暗い話題の中で暮れようとしている、平成二十九年ではないかと感じられる、このごろではないでしょうか。

それでは、町政に目を向けさせていただきます。文部科学省は、十月二十六日に、全国の国公私立小中高、特別支援学校が対象の二〇一六年度問題行動・不登校調査結果を公表したわけですが、いじめの認知件数は軽微なものも積極的に把握するとの文科省の方針もあり、前年度から小学校で一・五倍に急増し、全体で九万八千六百七十六件増、パーセントで四三・八%増の三十二万三千八百八件と、過去最多の更新との発表がありました。また、心身に大きな被害を受けるなど、いじめ防止対策推進法で規定する重大事態は三百七十四校で四百件、前年比八十六件増、自殺した児童生徒は二百四十四名で、このうち、十人がいじめに遭ったとの報告でした。

そこで、質問をさせていただきます。文科省の発表では、いじめ認知件数ゼロの学校が全体の三〇%を占め、一千人当たりの件数も都道府県でばらつきがあることから、見逃されたいじめがあると掘り起こしを進めるとの考えでした。

まだまだ関心を持っていない学校が約三〇%あることに驚きを覚えました。確認をさせていただきます。

まず第一に、当町における小中学校でのいじめに認定されている件数はどのくらいなのか。

次に、小中学校の不登校の有無と、あるとすれば件数はどのくらいなのか。

第三に、文科省の発表では、全国的に両問題とも、増加が報告されているわけですが、当町での取り組み状況をお尋ねします。

また、平成二十九年の重要政策の一つである町子育て世帯定住促進事業と若者移住すまいづくり補助事業についてお尋ねいたします。両事業とも、町の当初予想を上回る件数があったように聞き及んでいますが、両事業の実績状況についてお尋ねします。

第二に、若者移住すまいづくり補助事業の対象になれなかった人たちの意見、また要望などはどのようなものであったかをお尋ねします。

終わりに、今の質問とリンクする質問をさせていただきます。

今、ふるさと創生が声高に叫ばれており、当町を含め、各自治体は独自性を求められた事業などを展開しているように思っています。

そこで、行政職未経験であり、勉強不足な素人的な素朴な質問をさせていただくことをお許しく下さい。町は今まで創生されてきていますので、あえて町の再創生と呼ばせていただきます。三番目の質問は、町の再創生と発展についてです。私は、再創生と発展は、時代、変化、要望、要求、対応などをミックスした成長が主な柱のように考えています。当然、産業構造の変化、利便性、また生活環境の向上の中での住宅地域の変化など、必要性和妥当性がミックスした場合に効果が望めるものではないでしょうか。

そこでお尋ねします。第一に、町に所有者不明、また移転不可能な宅地、農地はどのくらいあるのか。

第二に、市街化調整区域の説明と、区域に対しての町の考え方は。

第三に、町の面積に占める市街化調整区域の割合はどのくらいなのか。

最後に、具体的に町再創生と発展のために、まず藤崎中学校周辺を市街化調整区域から除外すべきと思うが、町のお考えをお尋ねいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君の一般質問に対する答弁を求めます。町長、平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、教育問題についてのイのいじめなどの問題についての当町の小中学校でのいじめの認定されている件数はどのくらいなのかについてお答えいたします。昨年度の当町での小中学校におけるいじめの認知件数につきましては、小学校五件、中学校四件となっており、各学校で策定しているいじめ防止基本方針に基づき、早期解決に努めているところであります。

次に、小中学生の不登校の有無と、あるとすれば件数はどのくらいなのかについてであります。不登校の定義は、病気など以外で年間三十日以上欠席した児童生徒となっておりますが、当町の小中学校での不登校の有無については、昨年度小学校での不登校児童はなく、中学校での不登校生徒は八名となっており、そのうち五名は教育委員会、学校長、熱心な教員の指導支援の結果、保健室や、学級へ登校しているとの報告を受けているところであります。

次に、全国的に両問題とも増加が報告されているが、当町での取り組み状況はについてであります。いじめや不登校対策については、何よりも未然防止、早期発見、早期対応が重要となることから、各学校では、定期的なアンケート調

査や教育相談及び道德教育の充実に努め、共通理解を図りながら、校内指導体制を整え、組織的に対応するとともに、保護者と密に連絡をとり、連携した取り組みを行っているところであります。

また、教育委員会では、問題状況等を把握するため、各学校に対し、毎月児童生徒指導状況報告書の提出を求め、具体的にきめ細やかな指導、支援を行い、問題解決の徹底を図っているところであります。いずれにいたしましても、両問題の背景には、さまざまな要因が複雑に関係していることが考えられることから、児童生徒の状況を理解し、学校、家庭、地域、関係機関と綿密に連携を図りながら、問題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、町活性化についてのイの町子育て世帯定住促進事業と若者移住すまいづくり補助事業についての両事業の実績状況についてお答えいたします。平成二十九年十一月末現在における両事業の実績状況についてであります。子育て世帯定住促進事業については、決定件数が五件、若者移住すまいづくり事業の決定件数が十三件となっております。今後の予定といたしましては、子育て世帯定住促進事業において一件、若者移住すまいづくり補助事業において数件の申請が見込まれていることから、今定例会において補正予算を計上しているところであります。

次に、対象にならなかった人たちの意見、要望などは、どのようなものであったのかについてであります。両事業とも特段寄せられていないものの今後意見などがあつた場合には、より実りある事業となるよう実態把握に努めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、行政問題についてのイの町の再創生と発展についての町の所有者不明、また移転不可能な宅地、農地はどのくらいあるのかであります。当町の固定資産税納税義務者のうち、平成二十九年度において納税義務者及び相続人の居所不明などにより、十九件の納税通知書が発送不能となっております。また、移転不可能な土地などにつきましては、相続手続の済んでいない町内の土地が七百二十六名分、家屋が七百三十四名分、実人数で一千八十一名分が存在しておりますが、この中で相続登記が困難、あるいは不可能といった状況は、当事者の個別の事情であるため把握できていない

ところでもあります。

次に、市街化調整区域の説明と区域に対しての町の考え方はについてであります。市街化調整区域は、都市計画法に基づき指定する線引き区域であり、農林漁業の振興や、自然環境の保全を図る必要があることから、市街化を抑制すべき区域とされております。藤崎地区は、弘前広域都市計画区域の一部として、市街化調整区域に指定されており、優良な農地や自然の保全を目的とした市街化を抑制する区域となっております。

次に、町の面積に占める市街化調整区域の割合はについてであります。町の行政面積は、三千七百二十九ヘクタールあり、そのうち、市街化調整区域の面積は二千二十ヘクタールとなっており、全体の約五四％を占めております。

次に、町再創生と発展のために、藤崎中学校周辺を市街化調整区域から除外すべきと思うが町の考えは、についてあります。市街化区域の拡大及び縮小につきましては、人口及び産業の動向並びにそれらに必要な都市的土地利用の需要の適切な見通しや、空き家、空き地を含めた市街地内の土地利用の現況などを総合的に勘案して、市街化区域の拡大及び縮小を検討すべきであると考えております。特に市街化が拡大傾向にある地域などにつきましては、増加人口が現状の市街地で収容し切れないことが明らかである。あるいは産業が必要とする新たな土地が市街化地内に確保できる見通しが無いなど、周辺の土地を大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性が高いかどうかについて判断していくべきものと考えております。

以上、奈良議員の質問に対しての登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君に対する答弁が終わりました。

再質問については、昼食後にしたいと思います。

再開は午後一時といたします。時間厳守でお願いいたします。

休 憩 午前十一時四十四分

---

再 開 午後 ○時五十八分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより三番奈良完治君に再質問を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

午後の眠くなる時間、理事者の皆様には大変でしょうけれども、お相手よろしくお願いたします。

イのこのいじめ問題について、（一）について再質問をさせていただきます。先ほど町長の答弁をいただいた際、いじめの認知件数は小学校で五件、中学校四件とのお話がありましたが、公表できる範囲で内容を再度伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。町独自の調査では、冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。また軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。というのが主なものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

これはまた新聞報道なんですけれども、小学生の暴力が二万件を超すと。子供同士の場合もあるんですけれども、ちょ

つとびっくりしたのが、児童が先生を殴るとか、蹴るとか、そういうふうな事例も報告されるんですけども、この当町においてはいかななものでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

そういう事案はございません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

それでは、例えばいじめが発生して、解決したと。二度、三度このいじめに遭っている生徒があるのか。また、そういうふうな追跡した調査のデータは小・中でこういうふうに共有しているものかどうかをお尋ねします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

いじめが再発しているかということにつきましては、いじめについて報告があった場合には、学校に対して解消された後も注意深く観察指導するように指示はしておりますので、再度いじめに遭ったケースはないと把握しております。

また、小中学校の調査データを共有しているかということでもありますけれども、小中学校では毎月行われる校長会におきまして、児童生徒の問題行動の状況などの情報の共有を図りながら対応の協議をしているところでございます。以上です。



○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

いろいろ本とか、新聞とか読ませていただきます。その中でいじめから逃れる一番の方法は、転校させるのが一番いいという人が結構いらっしゃるんですけども、当町において結果的に転校とかそこまで追い詰められたような事例はあったものではないでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。そのようなケースはございません。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

この各学校でいじめ解決で、実践されている活動内容と学校だけでは対応できない深刻な事例も起こる可能性があると思うんですが、そのようなときに対応できる組織があるのか。また、あった場合、その組織名、組織の構成内容、そして組織がすべき事柄をお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。まず、町教育委員会では、町のいじめ防止基本方針を策定しておりまして、それに基づいて対応しているところでございますけれども、その中で、町いじめ問題対策協議会が組織されておりまして、事案等が発生した場合は、会長が会議を招集して、協議することといたしております。

また、いじめの重大事態が発生した場合には、町いじめ問題対策審議会を開催いたしまして、有効な対策を検討するために、専門的知見から審議を行いまして、問題の解決を図るものでございます。

また、町長が招集の町総合教育会議がありまして、これを開催いたしまして、これは学校や教育委員会の対応の検証、また事件発生後の対応方針、その他学校及び自治体の全体としての再発防止策の検討立案につきまして議論することとなっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今のお話を聞いて、ちょっと安心したんですけれども、次の質問に移る前に、今までこの会議とか、それこそ問題事例が発生した事例はあったものでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。そういう事例はございません。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

それでは、（二）の不登校の問題に移らせていただきます。先ほどと同じで、中学校での不登校の内容、公表できる範囲でお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、不登校の背景には、さまざまな要因が複雑に関係しているということから、原因につきましては、なかなか特定されませんが、一般的に分類されている形態の中では、不安や無気力の傾向がある。家庭にかかわる状況などが主なものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

先ほど五名は、指導、支援の結果、学校や保健室へ登校しているとのお話がありました。そのときの指導、支援内容を公表できる範囲でできればお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

学校でのスクールカウンセラーによる相談、また、家庭訪問、保護者との面談、これら段階的に相談や指導を繰り返してきたものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

その個々の事例でいろいろ違うんでしょうけれども、プライバシーとか、いろいろなことがあると思いますので、具体的に今簡単におっしゃったんですけれども、教育委員会では学務課では一生懸命やっているということで、理解したいと思います。

これからそれこそこれは要望というふうに聞いていただければ助かるんですけれども、この不登校の問題は、不登校に陥る前に、また、この不登校に陥った場合にも、スクールカウンセラーの常設配置や適応指導教室の設置など、アフターケアを町としての回復の環境を整えていただくことを強く強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

それでは、町子育て世帯定住促進事業と、若者移住すまいづくり補助事業について、再質問をさせていただきます。町長答弁の中で、若者移住すまいづくり補助事業の実績は、十三件ですとお答えがありましたが、十三件の内訳、例えば住宅と土地セット、それから住宅のみ、またこの弘前市とか、直接藤崎町とやっぱり縁故が強い人が来ているのかどうかも、その辺もまたまたプライバシーの話になりますけれども、できる範囲でお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

それでは、私のほうから、若者移住すまいづくり補助事業の実績ということで、十月末時点での件数となりますが十三件あったと。既に十三件交付決定はしております。その内訳としましては、土地、住宅建設の八十万円コースが十一件、住宅のみということの五十万円コースが二件ございました。計十三件でございますが、申請者の住所なんですが、弘前

市の方が八件、黒石市が一件、五所川原市が一件、田舎館村が一件、岩手県から一件、宮城県から一件ということで、県外の方については、藤崎に何かのゆかりがあるものと聞いてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

課長、もう一回あれですが、どんなもんです、やっぱり藤崎と縁がある方もっといらっしゃるような気がするんですけども、そういうもんでもなかったもんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

まあまあ他町村でもいろいろこの事業に関しては実施しているようでございますが、主に弘前からの申請者が多かったということでは、戸籍上確認することはしていませんけれども、誰かの紹介とか、知人からの紹介とか、あるいは不動産屋の情報とか、そういうものでの取得だと確認はしてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

先ほどと全く同じようなまた質問になるんですけども、この今申請見込みでは、補正予算を組んでいるわけですけども、やっぱりそっちのほうの内訳、もしわかるのであれば、例えばさっき言ったように住宅、土地、それから住宅だけなのか、その辺、お答えいただければ。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。十一月以降に相談件数、実際申請されていますけれども、八件ございます。八十万円コースが七件、五十万円コースが一件、住所地でいけば弘前市の方が五件、五所川原市が一件、黒石市が一件、青森市が一件という状況でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

先ほど、私、対象にならなかった人の意見とか、要望はどのようなものとお聞きしたんですけれども、特段何もなかったということですが、私の知人にちょっと聞かれたことがありまして、それをちょっと今伺いたいと思います。

この若者移住すまいづくり補助事業の要求事項なんですけど、この四の対象となる方、アの平成二十九年四月一日以降に転入していること。それと、オの町内会に加入していること。この二つの案件が、要件が日常にわかりづらいというふうな話でした。つまり、新規にこの土地建物を購入する場合、申し込みする方は、まだほかの市町村に居住しているのに、転入済み、町内会に加入済みとは、現実的には無理なんではないかというお話をされました。そのときに、私、恐らく相談に行った人は、建設課から適切な助言とかいただいて、うまく言えば変ですけども、クリアしたのではないかとことを答えたんですけれども、課長、その辺、ここらあたりもう少し説明をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

対象になる方ということでの二十九年四月一日以降に転入と記載されている箇所については、実際のところ申請者は旧住所地のままで申請はできます。完了実績の時点で、藤崎町に住所を持ってきてもらおうと。つまり転入してもらおうということなので、その辺の解釈がちょっとわかりづらかったのかなとか、いろいろその辺は今後改正していきたいと考えております。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

先ほどの町長答弁の中に、今後意見などがあつた場合には、このより実りある事業と、実態把握に努めながら対応していきたいとの前向きのお答えがありましたので、少しでも効果が上がるように、この中古住宅購入にも対応しては思っているんですが、これ研究してみたらいかがでしょうか。わかりますか、対象物件を中古住宅もちょっと広げてみてはいかがですかという話です。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

はい、今年度からスタートした事業でございます。基準では新築住宅のみということにしておりますけれども、範囲を広げるということでは、今議員のおっしゃったそういうことでの申請もできればいいのかなというふうには思いますけれども、ただ、そうなれば、拡大し過ぎて何でもかんでもという話になっちゃうので、そこはある程度今、今年度からスタートした事業を来年度以降もその基準で進めていきたいと、担当としては考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

いろいろ研究してみて、効果が上がる方法を策定していただければと思います。この当初予想を上回る数件上回る移住事業であることから、先ほどの町長の答弁にありましたが、今後意見などがあつた場合にはより実りある事業となる実態把握に努め、対応していただくことを要望し、次の質問に移らせていただきます。

次に、町の再創生と発展について質問をさせていただきます。この町の再創生と発展のためには、この限定と規制が妨げになると私は思っていますので、くどいようですが再質問をさせていただきます。

農林水産省は、六月に、所有者の死亡後に相続登記が行われず、持ち主がはっきりしない農地を意欲のある農家に貸し出ししやすくする方策の検討を始めたようです。また、相続未登記や、名義人と連絡がつかないことなど、権利関係が不明確な農地は二〇一六年調査で全国の農地の約二割、約九十三万ヘクタールにのぼり、本県の権利関係が不明確な農地は三万五百二十九ヘクタールで何と農地面積の一八・七％を占めていると公表しています。それらを鑑み、再質問をさせていただきます。

先ほど十九件の納税通知書が発送不能とありましたが、住宅地、農地の面積はどのくらいなのか。建物の戸数は幾つなのか。また、その回収不能な税の処理方法をお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。まず、最初のご質問ですが、宅地が一万一千四百九十四平米、農地が田と畑を合わせて一万四千四



百九十六平方メートル、建物ですが、居宅が九棟、附属屋等が八棟でございます。

それで、次に、税の収納方法のご質問でしたか。まず、居所不明者につきましては、本籍地の市町村に対しまして、戸籍謄本などを請求して、生死の確認や、新たに住所設定をしていないかなどの確認の調査を行っております。これにつきましては、一年以上居所不明ということであって、執行停止という措置をとり、それが三年続いた段階で不納欠損処分ということにしております。

また、相続人が不明とか、相続放棄されている土地につきましては、そのうち農地につきましては、耕作者が実際いなかどうか、それを確認して、耕作者がいる場合には、耕作者に対して長い間耕作していると時効による取得というような方法もありますので、法務局等に相談して、時効取得の制度を利用してはどうかというような勧奨をしております。

また、相続放棄、相続人不明、これらのケースでは、債権者と町もある意味債権者になりますので、債権者等が家庭裁判所へ相続管理人の選任の申し立てとすることができる制度がございますが、この制度はこの申し立てを受けた家庭裁判所が弁護士や、司法書士などを選任して、選任された相続財産管理人が当該不動産を売却するなどして債権者に支払うというような制度であります。相続財産が不動産だけの場合ですと、申立人が事前に家庭裁判所のほうに数十万から百万円程度と言われております予納金を収める必要があるということなどから、この制度を利用するには、慎重にならざるを得ないのかなというふうにも今考えております。

ただ、最近所有者不明土地の問題が新聞等で大きく注目されてきておりますので、この制度の見直しなどを期待しているところでもあります。

ただ、これらの税につきましては、消滅期間をもって時効ということで、現状は不納欠損処分というふうな取り扱いとしております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

基本的には不納欠損というのが主流というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。一定の期間、相続人が見つからないといいますか、代表者を選任することができない場合、また居所不明者が一定期間探しても見当たらない場合は基本的に不納欠損処分ということに現状はしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今の話とつながるお話なんですけれども、先ほど答弁の中で、未相続の土地が七百二十六名、家屋が七百三十四名、実人数で一千八十一人が存在しているということでした。これらをさっきみたいに全部この詳細を出せというのは大変な作業でしょうから、それは求めないんですけれども、まだまだ私の個人的なお話になるんですけれども、私の知人も皆さんも一緒だと思います。いまだかつてこの祖父名で固定資産税の納付書が送られてきて、支払いしているわけですよ。俗にいう塩漬けの土地と建物です。ですので、とてもこの家を新築するとか、そういう気にはとてもなれないと。全国でどれだけのこの経済的な損失があるかちょっとはかり知れない状況だと思います。そんな中で、これは町長に要望なんですけれども、要望、お願いなんですけれども、この「保育所落ちた日本死ね」と、単なる書き込みだけで首相を追及した女性の国会議員がいらっしゃいました。国会もマスコミも夢中になり、審議を報道していたのが記憶に残っ

ています。確かに子育ても大事ですが、もっと以前からこの問題は相続などの問題はあったはずですが、皆さんもご存じのとおり。ですので、この民法改正などを立法府である国会が議論すべきと、この地方自体から訴えていくのはいかがなものかと思っています。売買も、開発も、撤去もできないこの土地建物を多数持つこの地方の声をぜひ国に届け、現状を脱し、有効利用につなげていきたいと訴えてみてはいかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

非常にグローバルな奥の深い、そしてまた民地とか、あるいは今住居不明とか、確かに総論としてはわかります。わかりますので、その都度その都度私も法律の勉強まだまだ勉強不足でして、奥まではのみ込んでおりません。しかしながら、地方のみならず、都会の田舎というと、例えば東京都の例えば山手でも、やっぱり空き地とか、空き家とかはそれは出てきているでしょう。そういうことを昔の法律をそのまま踏襲するというのは、私は今の現状と、現実にあった法律改正は必要だとそう思っていますので、もうちょっともうちょっと奥深く勉強して、その判断があったときは、私のみならず例えば青森県の町村会とか、そういう団体に働きかけも検討してまいりたいと、そう思っています。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ぜひお願いします。これも報道なんですけれども、そういう土地が今現在で九州一つぐらいあるという話もあります。それから、もう年数が進んでいけば、北海道の九割ぐらいがそういう土地になるんじゃないかという話がありますので、町長、ぜひこれは地方の声としていろいろなところに訴えていただければと思います。お願いします。

それでは、市街化調整区域のほうに移らせていただきます。市街化調整区域に建設できる施設、建物はどのようなものがあるかをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。まず、旧藤崎町については、全域都市計画地域でございます。その中での市街化区域、あるいは市街化調整区域という区分されてございますので、特にその市街化調整区域の中にどういった建物が建設できるかということなんですけれども、基本、開発許可ということがございますが、その開発許可が不要な件でいけば農業用施設とか、あるいは農家住宅とか、あるいは公益上必要な建物ということでの公民館的なものとか、そういった建物がございます。それから、開発許可が必要なもの、この開発許可というのは、町許可になります。ただし、その開発許可の中でも県の審査会を経て開発許可を出さなければならないという建物もございます。その中で県の審査会が不要な町許可での建物がどういったものがあるのかということであれば、学校、あるいは社会福祉施設、医療施設、それから住民の日常生活に必要な物品を販売する小規模な店舗などでございます。あるいは農産物等を速やかな処理、貯蔵、加工に製造するようなそういう農業用施設として使われる今でいう六次化産業的な施設、それから、沿道サービス業ということではドライブインやら、スタンド、あとは自動車修理工場、ほかにたくさんありますけれども、主なものとしては、そういったものがございます。そしてまた、県の審査会を経なければならないということになれば、それはまた社会福祉施設の中でも有料老人ホームとか、あるいは医療施設においても大規模な病院とか、それから学校施設でいけば高校以上大学までの施設とか、あるいは特定流通業務施設とかのものがございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

それで、当町のこの市街化調整区域に指定されたのはいつごろなものなのか。

また、この産業構造の変化に対応できない規制のように私は思えるんですけども、町としての考えはいかがなものかということをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。まず、都市計画区域の設定というのを指定したのは、昭和四十四年の七月でございます。そしてまた、今議員がおっしゃった市街化調整区域云々の町の考え方はということでいけば、市街化調整区域は優良な農地やすぐれた自然の保全など、古くから発展してきた既存集落があり、地区によっては多くの住宅や農業施設等が建っているところでございまして、そういった地区を町としては、そういった区域だと認識はしておりますけれども、その中でも近年は一部調整区域の緩和区域というところも指定してございまして、それらは本来であれば農家住宅でもなければ建てられない区域であったんですが、一般住宅、サラリーマンでも建てられるような区域の指定もしているところでございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

この市街化調整区域は、先ほど二千二十ヘクタール、町全体の五四％というふうな答弁がありました。では、この常盤

地区を除いた旧藤崎地区に限った面積とパーセンテージはいかかなものでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。藤崎全域都市計画区域ということから、面積は二千二百一ヘクタール、そのうちの市街化調整区域が二千二十ヘクタールということから、九一・八％の調整区域の面積でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今、九一・八％って言いましたっけ。今聞いてびっくりしたんですけれども、十あるうちの九つは手をかけてはだめだというふうな縛りがかかっているように理解してよろしいのでしょうか。課長。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

全域都市計画区域ということで、二千二百一ヘクタール、うち二千二十ヘクタールが調整区域、ほかは市街化区域百八十一ヘクタールということでございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ちょっと数字にびっくりしたんですけれども、同じこの町と言えれば変ですけれども、常盤地区は市街化調整区域でないと聞いていますけれども、今まで開発とか、有力な農地とか、先ほどいろいろ説明があったんですけれども、市街化調整区域でないことで何か不利益とか、何か問題あったようなことはありましたものでしょうか、お聞きします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

我々若いときから先輩方が事業を展開してきておりまして、特に市街化区域という区域の中の藤崎町でしたので、いろいろな下水道やら、融雪溝やら、そういった事業を展開してきたとっております。ただ、常盤地区でございますが、都市計画区域外ということなので、さまざまな工場や店舗、いろいろ開発されてきたと思います。その中でもたしか常盤地区においては、下水道、公共下水道事業ということでは集落排水の施設の事業をメインでやっておられたので、その辺の事業の採択が難しかったのかなという感じはしておりますが、それ以外の不利益ということでは今のところは把握してございません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ということは、簡単に言えば、それこそ懸念されている乱開発とか、いろいろな住民問題とか、そういう事例は起こっていないということで理解してよろしいんですね。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

はい、そのとおりだと思ってございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

これは最後に町長にお答えまたいただきたいんですけれども、先ほどの答弁で、市街地のつまり今ある現在の市街地の有効利用を述べていましたが、当時市街地に指定された場所が今本当にふさわしいのか、検証が必要だと思います。昔、JRは貨車のヤード方式を採用していました。これは皆さんもご存じだと思います。つまり、一カ所に貨車を集めて、選別して固めて送るというシステムです。今現在、JRの貨車は、ピストン方式です。集めるのではなく、同じ方向に向かう貨車を途中で連結し、目的地に輸送するという形です。何の違いがあるかと。一目瞭然、時間短縮です。ですので、多少の面積が埋まり切るのを待つのではなく、新たな規模、実績が見込める場所を開発していくのが、私は創生だと思っています。昔は江戸、近くは青森市も行政が創生した町です。調整区域を設けた当時と今では、明らかに日本のこの産業構造の違いがあることは一目瞭然です。規制ではなく、緩和が必要なこの時代に、一步も前に進めないようなこの法律を後生大事に守っていく必要は、私はないと思うんですが、町長、言いにくいでしょうけれども、お答えお願いします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

関連した中での昔をたどってのいろいろお話だと思ってございます。この市街化調整区域の線引きは、我々の大先輩た



ちの時代にいわゆる津軽の拠点都市である弘前を中心にした都市開発というところから私は始まったと、そう思うてございます。藤崎地区に限っては、川一本で弘前から隣接するから、自然環境とそして農村を守るという意義もまた一方ではあったのかなと、そう思うてございます。ただ、その当時から比べると、若干緩和はされてきているのは奈良議員も感じていると、そう思うてございます。ですから、例えばある意味で、我々の先輩時代に、唐牛甚四郎さんの時代から、いわゆる西豊田都市計画事業が始まって、小笠原町長さんの時代で完成させました。しかし、まだその完成したこの西豊田一帯を見ると、例えば農地持った方に多く地面を持たせたゆえにまだリンゴ畑とか、野菜畑とか、乱立しているのも現状でございます。よって、町の相当いわゆる腰を入れて魂を入れた大事業を構築して、恐らく県とか、そういう機関にぶち当たらないとなかなかその網は開けていけないと、そう思うてございます。ただ、今の現状の財政を考えるべきに、一〇〇%町が投資して、あるいは国のいろいろな事業を活用しながら投資して、今必要順位は、私はずっと下だと思っています、この開発行為は。もっともっと先見で予算を投入してやるべきことは、いっぱいあると思います。

ですから、私の代でなく、次の代になるかもしれません。その辺もひっくるめて、その線引きの解消とか何とかは今すぐ結論を出すものではないと思います。ただ、弘前の周辺の地域ということで、これはベットタウンの構想を掲げて、いろいろ事業を進めると、化ける可能性はある場所でもあると、そういう認識もしていますので、議員各位、あるいは有識者からいろいろな意見を聞いて、さまざまな角度から検討していきたいと、そう思うてございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

二十一世紀へ二十二世紀に向けて、この藤崎町がどのように発展していくのか、どのような産業構造になっていくのか、その辺を鑑み、町長、何とかその柔軟な頭脳で、この町の発展のことを市街化調整区域だけではなく、いろいろあると

思いますけれども、何とか頑張って発展のほうに向けさせていただきますようによろしくお願ひし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

これで三番奈良完治君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。約十分予定しております。

休 憩 午後一時三十八分

---

再 開 午後一時四十七分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し会議を再開いたします。

次に、二番五十嵐 忍君に一般質問を許します。二番五十嵐 忍君。

〔二番 五十嵐 忍君 登壇〕

○二番（五十嵐 忍君）

議席番号二番五十嵐 忍でございます。

午前中相馬議員の一般質問にもありましたが、私も少し秋まつりについて触れてみたいと思います。ことしは、会場のあちらこちらで生き生きと働く中学生ボランティアの姿が見られました。郷土に誇りを持ち、郷土の役に立つ。子供たちにとって大変よい経験であり、よい試みでした。これはぜひ今後も継続してほしいと思います。

また、常盤時代をほうふつとさせるホルモンバーベキューコーナーもあり、青天の霹靂のジャンボおにぎりを片手にホルモン焼きを頬張る多くの方々の姿が印象的でした。私にとってははしご車に乗り、高さ二十メートルから我が郷土を

見る機会を得たことが一番の思い出でしょうか。

それでは、本定例会の一般質問をいたします。

初めに、健康増進についてでございます。短命県返上という言葉は、既に県内では聞きなれた感がありますが、やはり予防にまさる治療なしということで、健診の重要性は論を待たないところであります。この健診の受診率が、藤崎地区が高く、常盤地区が低い傾向にありますが、原因をどう分析しているのでしょうか。受診率向上は、まさに健康づくりのリーダーとも言うべき健康推進員百二十六名の活躍に負うところが非常に大きいと思いますが、その活動に対する課題もさまざま見えてきています。その中で、各推進員が分担する件数が町内会により随分異なっていますが、割り当てはどうなっているのか。

平成二十八年十二月と二十九年七月に、町内会長・健康推進員合同会議が開かれていますが、その趣旨は何か。

今後の方向性はどうなっているのか、あわせて質問いたします。

次に、子育て支援についてでございます。藤崎町プレミアム付き商品券発行事業もことしで七回目になりました。発行総額五千二百八十万円、内訳として、三千三百万円、一〇%プレミアム三千セットが通常分、そして今回は一千九百八十万円、一〇%プレミアム一千八百セットが子育て支援事業分として十月八日より販売開始されました。通常分は早々と完売しましたが、子育て支援のほうは随分購入率が低いようです。そこでお聞きします。

そもそもこの事業の目的は何なのか。子育て世代のニーズに合っているのか。

販売期限の十二月十五日も迫っていますが、購入率が低い原因をどう分析しているのでしょうか。

さて、藤崎町では、さまざまな子育て支援事業を行っておりますが、その中に、藤崎子育て応援団があるのを皆さん、ご存じでしょうか。子育て応援の輪を広げる取り組みで、平成二十八年十二月二日現在で六事業所、団体を認定し、新聞各紙にも掲載されました。しかし、その後、町がこの事業に取り組んでいる様子は余り見られません。そもそもこの

事業は、子育ての何を支援する目的であったのか。今後も展開していくことが可能なのかお聞きして、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、保健活動についてのイの健康増進についての健診受診率が、藤崎地区が高く、常盤地区が低い傾向にあるが、原因をどう分析しているかについてお答えいたします。

特定健診の受診率につきましては、平成二十七年度実績で藤崎地区が五〇・一％、常盤地区が四一・〇％であり、九・一％の差となりました。また、十年ほど前では、藤崎地区が一九・三％、常盤地区が八・〇％であり、約一一％の差となっており、受診率の傾向は余り変動しておりません。この原因といたしましては、合併以前の各地域の実情や、健診の実施方法に違いがあることが一因として考えられます。例えば、旧藤崎町においては、健診の実施機関が五医療機関であるのに対し、旧常盤村では、二医療機関であり、また、旧藤崎町では、健診の無料化や、集団健診を実施していたことも影響しているものと考えられます。健康づくりと健診の重要性が徐々に町民の皆様にも認知されてきており、受診率は当時に比べ格段に向上しておりますが、引き続き関係各位のお力添えもいただきながら、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康推進員が分担する件数が町内会により随分異なるが、割り当てはどうなっているのかと、町内会長・健康推進員合同会議の趣旨は何か。また、今後の方向性はどうかについては、関連がございますので、あわせて

お答えいたします。

健康推進員には、町民の健康の保持・増進のため、健診の普及や健康教育など、健康づくりの普及にご尽力いただいております。町内会ごとに最低二人、町全体で百二十六人を配置しているところであります。

ご質問の健康推進員が分担する件数につきましては、町内会によって人口や面積が違うため、一律ではありませんが、おおむね五十世帯に一人を目安に、町内会単位で二人から五人を配置しており、一人が分担する最も多い町内会で八十世帯、少ない町内会で十一世帯となっております。豊かで明るいまちづくりのために、健康づくりは欠かせないテーマであり、健康推進員の皆様には、町のリーダーとして一層の取り組みを期待しているところであります。

また、昨年度から健康推進員と町内会のリーダーである町内会長との連携を図るため、健康推進員・町内会長合同会議を開催しておりますが、会議では、町内会ごとの人口や高齢化率、受診率などをお示しし、町内会の状況を認識していただき、健康意識の高揚と、自主的な活動を啓発することを目的とし、実施しているものであります。

結果として、今年度四町内会において、ウォーキングや、健康講座などの事業が自主的に計画されたところであります。合同会議は、今後も継続し、町内会による活動が全町に広がるよう健康推進員と町内会長との連携強化に今後ともさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてのイの子育て支援プレミアム付き商品券発行の目的は何か。購入率が低いようだが、原因はどう分析しているのかについてお答えいたします。

本事業は、子育て世帯の支援と、町内の消費拡大による経済活性化を目的としたものであり、ことしで七回目となる一般向けプレミアム付き商品券の子育て世帯版であります。一千八十八世帯を対象に、十月上旬から販売を開始し、十一月末現在の販売件数は二百四十七世帯分で、販売率は二三%にとどまっている状況であります。販売率低迷の原因として考えられるものに、プレミアム分一千円に魅力がないということが一因であると考えております。現在、販売期間が

十二月の十五日と迫っていることから、先般、期限の到来と販売方法変更に関するお知らせを送付しており、販売促進を図っているところであります。

次に、口のふじさき子育て応援団は、子育ての何を支援する事業なのか、今後も展開していくことが可能なのかについてであります。本事業は町内事業所と行政が一緒になって、子育て家庭を応援する取り組みとして、平成二十七年度から実施してきたものであります。現在六事業所に登録いただき、授乳室やオムツ交換スペースの確保、ベビーカーの店内貸し出し、料金割引や、金利の優遇など、サービスの提供に取り組んでいただいているところでもあります。今後とも町内の事業所を対象にセミナーを開催するなど、本事業の趣旨をご理解いただき、登録応援団をふやししながら、地域全体で子育て家庭を応援する環境づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番五十嵐 忍君に再質問を許します。五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、特定健診についてですけれども、私や私の身近な人間は特定健診と余り表現しないで、がん検診も全てこう含めていわゆる人間ドックと表現しているんですが、ドック申し込んだかとか、ドックを受けたかというふうに話しているんですが、常盤地区、藤崎地区の受診率の比較では、特定健診ということだったんですが、先ほど阿部議員のことと少し重複するかもしれませんが、特定健診とはどこまでの健診のことを言うのか、その内容とか、それによってわかる疾病等ありましたらお知らせ、お聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

齋藤福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。まず、特定健診とは、いわゆる健康保険の保険者、町であれば国保、それから勤め人であれば社会保険、その保険者が実施する健診のことです。内容については、どういうものを検査しているのかということになれば、まず、問診、それからお医者さんの診察、それから身体計測、血圧、血液検査、尿検査、心電図、眼底検査、主な検査がそういうものになります。これによりまして、発見される疾病といたしましては、糖尿病、それから肝臓機能の障害、それから腎臓病、もちろん高血圧、それからいわゆる高脂血症、こういう病気がこの検査によって発見されるということになっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

そうしますと、特定健診というのは、いわゆる生活習慣病、それがわかる健診ということなんですが、私、健康ふじさき21を見ていましたら、大変興味深い記述がございました。それが初めての受診者は全ての健診データが継続受診者よりも悪い状態、要するに最初に受けた人は、継続して受けている人よりも最初は全てのデータが悪いと。ちょっとこれはデータの的には平成二十三年度なので、もしかしたら現在、若干違うかもしれませんが、そういう傾向はあると思います。ということで、非常に健診の重要性、なおかつ継続して受けることの重要性が非常にわかるわけですが、私は常盤地区、藤崎地区の受診率の違いをお聞きしたんですが、それによりますと、現在藤崎地区は五〇%ぐらい、常盤地区は四〇%ぐらいと。そこに一〇%近く九%の差があるわけなんですが、その差よりもむしろ合併当初、常盤地区は八%

だったのが今現在は四一％、飛躍的にむしろ伸びているほうに驚きを感じたんですが、もちろん藤崎地区も一九％から五〇％ですから、伸びているわけですけれども、こういうふうに飛躍的に受診率が伸びた要因は何だとお考えでしょう。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

これはやはり健康推進員さんを初めとした住民に対する健康教育がやはり浸透してきているのではないかなど。それによりまして健診率が伸びてきていると。藤崎町については、町長のほうからの答弁にもありましたとおり、従来から健診の無料化や、そして健康づくりそのものを町の重点事業として実施してきた経緯があります。ですので、当然高くなっているわけではありますが、常盤地域についても、藤崎町のその重点事業が合併後も引き続き行われてきていることから、こういう数字にあらわれてきているのではないかと、そう思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

さまざまな政策、あるいは関係各位の努力でこういうふうに受診率が伸びてきているんだと思いますが、その受診率の向上に非常に高く貢献しているのが健康推進員だと思うんですが、その健康推進員の人数なんですが、町内会の規模は大変小さい町内会から、大きい町内会まであるんですが、健康推進員は二人から配置しているわけなんですが、小さい町内会でも二人というのは、これどういう理由によるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。



○福祉課長（齋藤美津昭君）

これはやはり小さい町内でありまして、やはり一人で健康づくりの事業をみずから企画立案するということも、健康推進員の役目となっております。従来からそういうことをお願いしている経緯もあります。そうすると、やはり一人ではなかなかそういう企画立案までできないと。それから、一人だとやはり心もとないということで、その合併当初から最低二人ということで、百二十六名配置しているということでもあります。

また、やはり全町に健康推進員を張りめぐらすことによりまして、その百二十六名の方がずっと健康推進員を何年も連続してやっているわけではありません。そういう健康推進員の方そのものにも、やはり健康の大切さを町の健康づくりのリーダーとして勉強していただいて、それをさらに身近な人たちに広めていただくという、そういう役目もありますことから、数多くの人数を全町に配置している。そういう理由から、最低二人、最大五人という人数で配置しているものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

要は二人、一人ですと、その相談相手がないという、そういうことだと思いますけれども、一人の健康推進員の方が担当するのが多いところで八十世帯というのは、何かこれを担当している方に本当に申しわけないといえますか、ありがたいといえますか、そういう思いがいたします。これから、二月になりますと健診の勧奨に一軒一軒こう回られるわけですけれども、八十世帯ということは、申込用紙を配って、回収してということは、その倍ですので、ありがたいな、大変だなと思います。

それで、二人からというのは、相談相手、いろいろな企画をするために相談する相手ということで二人ということのお

話でしたが、実は平成二十六年の保健活動の状況の中の健康推進員のところを見ますと、課題といいますか、反省といいますか、健康推進員活動については、忙しいので健診の取りまとめの時間をとるのも難しい。会議に参加できない。同じ町内会の推進員同士の交流もとれないと。たとえ二人いても、なかなか今皆さん仕事もしていらっしゃる方が多いので、そういう相談する時間はなかなかとれていないのが現状だと思うんですが、実は、この間、こういうゲートキーパー研集会のお知らせというのがポスティングされていたんですが、ゲートキーパーというのは、悩んでいる人に気づき、適切な対応、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと、言わば自殺予防の命の門番になる人の研集会なんです、これに担当が、これは私の家にポスティングされていたものなんです、福祉課健康係と、そして藤越健康推進員、健康推進員の方の名前が出ています。西豊田一丁目、ここにもお名前が出ています。二丁目、三丁目というふうに近隣の町内が組んで企画しているんですが、例えば各町内に推進員が二人いなくても、たとえ一人であっても、こういうふうに近隣と組んでやることによって、相談することによってできるのではないかと思うんですが、どうでしょうか、その点は。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

その件につきましては、この後に多分再質問をなされると思うんですが、町内会長さんと健康推進員の合同会議というのが町長の答弁の中からもありましたとおり、昨年度から実施しております。これは、町内会単位、または隣近所の町内と組んで、町内会単位でそういう健康づくり、健康に関する事業を実施していただきたいということで、昨年度から会議を開いて、町内会長さんと健康推進員が連携をとって健康づくりを進めていこうということで進めています。その中でも、やはり単独の町内ではなくて、数町内単位で事業を行ってもいいんじゃないかということで説明しております。

そういうことからいきましても、健康推進員さんが隣の町内と組みながら進めていくということは、理にかなっていることだと思いますので、健康推進員の町内単位での配置の人数に関しては、これは別に規則等で決まっているわけありませんので、次の改選、いわゆる任期が平成三十一年の三月三十一日までとなっております。三十一年の四月一日からまた改選されますので、そのときにもう一度その一人当たりの世帯数等を見直ししながら、最低二人というのは、これはなかなか我がほうもそれで進めてきた経緯がありますが、余りでこぼこが上限のほうで、例えば八十世帯のほうがちよっと多過ぎるということでございますので、その辺をもう一度検討して、余りそういうでこぼこのない平準化するように調整するよう努力してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

このゲートキーパー研集会というのは、私も去年参加したんですが、ことしはちょっとほかのものと重なって出らなかったんですけども、こういうやり方をして、どのくらい集まったのか、後でお聞きしたいと思いますが、各町内会の推進員の方の名前を出されると、大変身近に感じますので、より参加しやすくなるのかなという気はいたしました。

それでは、町内会長と健康推進員の合同会議についてお聞きしますが、過去に二回、二十八年と二十九年に一回ずつ開かれているわけですが、町内会長と健康推進員さんはその会議において、その町内の健康課題を福祉課の健康係の方からお聞きしていると思うんですが、その内容について、会員には余り知らされていない。町内会一人一人には余り知らされていないんですけれども、自分たちの健康課題であれば、ぜひ知りたいと思うんですが、その周知といいますか、それはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

その周知については、特に町内の方に報告してくださいということは、特にその会議でこちらのほうからは指示はしておりません。そして、会議に中で出ている資料については、いわゆる町内会単位での町長の答弁にもございましたが、町内会単位、町内会ごとの人口や、それからいわゆる特定健診の町内会ごとの平均の数値を出しまして、それを全町の町内ごとに一覧表にいたしまして、自分のところの町内がどういう状況にあるのかということの説明いたして、それがそのいわゆる順番はつくわけですが、その順番のほかにその数値が適正であるのか、そういうことも説明しながら、自分の町内のことを認識していただいて、そしてその後、できればそれに対しての町内会単位での健康教室とか、それからウォーキング、運動の事業とか、それから食生活改善に係る食の教室とか、そういうものにつなげていただければなということで、説明しているものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

やはり自分たちのことですので、そこで話し合われている内容は知りたいなと思いますので、町内会で事業をするしなにかかわらず、その現状についてももう少し周知していただければなと思います。

続いて、四町内会ですか、既にウォーキングとか、健康講座とか、町内会での事業を既にスタートされたところがあるということで、ちょっとびっくりしたんですけれども、もし差し支えなければその町内名とか、具体的な内容とかをお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、ウォーキングであります。久井名館町内会です。具体的な内容でございますが、町のほうから万歩計を、本当に安い万歩計なんです。貸し出しをしております。対象者、参加者に貸し出しをして、その歩いた距離を記録する用紙を配布しております。その一日歩いた歩数をずっと記録しておいて、その記録に応じて何か優秀な方を表彰というか、何かしているという内容で聞いております。

それから、水木町内会と白子町内会と館川町内会では、まず水木の町内会さんは、糖尿病が多いということで糖尿病の予防をテーマに一月の十四日に既に健康講座が予定されております。

それから、館川町内会も同じように糖尿病がやはり多いということで、三月に健康講座を予定している。

白子町内会に関しては、ここも同じように糖尿病の話になるんですが、リンゴの作業の合間の間食がやはり糖尿病が多いということに起因しているんじゃないかということで、町内のお医者さんのほうのお話を希望しておりますので、その計画を今調整している最中でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

大変早速そういう活動ができる町内会があるというのはうらやましいような気もいたしますけれども、それぞれの町内会には健康課題以前にさまざまな課題を抱えておまして、議員と語る会でも町内会長さんのほうからもいろいろな例えば高齢化が進んでいる地域であったり、あるいは若い地域であれば、逆になかなかその町内会長を引き受ける方がい

らっしゃらないとか、さまざまな課題があるので、なかなか町内会ごとに健康事業というのはハードルが高い町内もあると思うんですが、また、温度差もあると思うので、ぜひ町のほうで、福祉課のほうでのフォローが必要だと思いますので、今後、そのところをご検討いただきたいと思います。

それでは、続いて、子育て支援プレミアム付き商品券についてお聞きします。

十一月末現在で購入率が二三%とさっきお聞きしましたが、これは今年度の重点事業だったと記憶しているんですが、その重点事業にもかかわらず、こういう現況をどういうふうに捉えているのかお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。ただいまお話のあったとおり、平成二十九年度の重点事業の一つということで掲げて実施したものでありますが、そもそものこの事業の発案と申しますか、趣旨でございますが、今年度から始めることといたしました子育て世帯定住促進事業、いわゆるアパート家賃助成、人口減少対策の一環として実施したもので、これは町外から町に転入していただく方を対象としたものでございます。そういう子育て支援対策でございました。

一方、従来から町にお住まいの方々にも子育て世帯の方々にも何らかの子育て支援対策をとということから、対象者を広くして、支援するために企画財政課のほうで実施していることとして七回目になる商品券、これと同じような内容でということを実施したものでございます。お話しのとおり、その実績、販売率が非常に低うございますが、その内容をこちらとしてもいろいろと情報収集したり、分析してございますけれども、やはりプレミアムの一千円というのが低いと申しますか、魅力がないということのそういう声が多く聞かれてございます。分析としてはそのような状況でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

一千円のプレミアムに魅力がないというお話しでしたが、要はこのプレミアム付き商品券というのは、子育て世代の支援というのは要するに経済的負担の軽減ということだと思うんですが、それと、消費拡大による町の経済活性化、これはそもそも私は矛盾すると思うんですけれども、といたしますのは、子育て世代というのは、子育てに経済的にお金がかかるので、少しでも節約したいと思っている方々だと思うんですが、その人たちに商品券というのは、前金で買うわけですよね。前金で買わせて、町の経済の活性化をしようというのは、そもそも私、矛盾している政策なんじゃないかなと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。確かにただいま五十嵐議員のおっしゃるとおり、そういうふうな考え方と申しますか、そういう方もいらっしゃるかと思います。先ほども申しましたとおり、子育て支援の対策を従来から町にお住まいの方にというところから始まっているわけですが、過去においてもいろいろなまちづくりですとか、いろいろなアンケート調査を実施した中で、子育て世帯から町に対する要望の大きなもの、多いものというのはやはり負担軽減、保育料ですとか、そういう負担を軽くしてほしい、あるいは手当などの支給を望むという声が多かったのも事実でございます。そういうふうな背景もあって、このような一千元ではありますけれども、プレミアムをつけるということの発想、そして消費拡大というのは、やはり一万一千元という消費を地元商店から購入するということは、やはり活性化に少なからずつなが

るものというふうに考えておりましたので、このような形にしたものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

子育て世帯からもさまざまな要求があると思いますが、私はこういう一過性ではなく、継続性のあるもの、というのは、教育や保育の充実ですよ。今まで住民課、福祉課、教育委員会が地道に取り組んできたこと、そしてこれからも取り組んでいこうとしているそのことこそが私は求められていると思いますし、私はそれを求めたいです。

それでは、最後に、子育て応援団についてお聞きしますが、ふじさき子育て応援団は、そもそも地方創生推進室が立ち上げたものだと思うんですが、平成二十八年十二月に応援団を認定して、二十九年の四月からはこれ担当課が住民課にかわっているんですけれども、これはどういう理由なんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。発足当時といいますか、当初地方創生の一環で始めた事業、これを平成二十九年度において、いわゆる業務分担の見直しということから、子育て支援係に地方創生室から、この子育て応援団とそれから婚活事業、この二つを移し、子育て支援係で実施していくというふうなことで今年度から住民課になったものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。



○二番（五十嵐 忍君）

何かこの応援団に協力した団体、事業所といたしましては、はしごを外されたような気持ちがしないわけでもありません。自分たちの事業に活用しようと思って入った部分もあると思うんですけれども、町がやっていることだから、町のにぎわいに協力しようと思って、そういう気持ちでも入っているわけで、気がついたらその担当課が急に変わっていたというのは、ちょっとそういう面もあるのではないかと思われませんが、これも子育て支援という名目なんですけれども、私は子育て支援というのは、この子ども・子育て支援事業計画、これが子育て支援の最上位、もちろん町の総合プランはありますけれども、子育て支援の中では、この計画が最上位だと理解しているんですが、この応援団というのは、この事業計画の中のどれに該当するんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答え申し上げます。どの部分と申し上げられましても、今ちょっと計画が手元になくて申しわけございません。この事業の趣旨が地域全体で子育て世帯を応援するというものでございます。それから申しまして、今の子ども・子育て支援事業計画、これはたとえば保育所、そういう施設での受け入れ、あるいは今後児童数の推移がどうなるから、保育所をどういうふうにしていきましょう。あるいは、教育との融合はどういうふうにしていきましょう。放課後はどのように、児童ということであれば十八歳未満ということになりまして、非常に広く奥も深いわけでありまして、その中で、今のこの子育て応援団というものにつきましても、いわゆる地域とともに、行政と民間の事業所の皆様と一緒に手を携えて応援していくと、支援していくというふうな考えでありまして、ただ、その計画書の中のどの部分というのは広い意味での地域ぐるみでの支援というところでの位置づけになるかと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

今後セミナー等を予定しているというお話だったんですが、もしもう計画が決まってあれば、大体でよろしいですので、お聞きします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。具体的には、まだその日程等は決まってございません。その前に、先ほど議員からお話のあった担当課が変わったことがわからなかったというお話がございました。先ほども町長の答弁でも申しましたとおり、現在、藤崎町にはおよそ二百以上もの事業所、企業、会社がございますが、その中でまだ六事業所ということで、非常に少ないんですが、その六つの中に議員の塾も加盟していただいているところでありましたが、こちらから連絡をしていなかったということは、まことに申しわけなく思っているところでございます。

今のセミナー等についてでございますけれども、六事業所の中の幾つかに、私のほうから現在の状況、あるいは町に対する加盟団体として、登録団体としての意見、要望、お聞かせいただきたいということで伺ってございますが、数が少ないこと。それから、PRが行き届いていないと。それから事業所で取り組んでいるものの実績をホームページなどで紹介してもらえないとか、いろいろなご要望もございます。それらをこれから早速できるものからまず初めて、さらには推進できるような検討、そして今のお話のセミナーこれにつきましては、事業所、当然その商工会さんに加盟されている企業、事業所、たくさんあると思います。商工会さんとも連携をとりながら、そういうふうなセミナーなり、周

知徹底を図りながら、地域ぐるみでこの子育てを、子育て世帯を支援、応援するような藤崎町は地域全体で子育て世帯を応援してくれているというふうに実感していただけるようなものにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

答弁を求められていない平田町長がちょっとだけお話しさせていただきます。

五十嵐議員におかれましては、よく女性の地位とか、子育て強化とか、教育、その都度その都度一般質問で取り上げていただいて、深く敬意を表するところでございます。そもそも地方創生が始まった時期に、国からいろいろな意味でソフト事業の一千七百十八の市町村が国内でありますけれども、国内全域に、さあ手を挙げろというところがありました。よって、町では、各課からプレゼンをいただいて、それをふるいにかけて、二つないし三つ、四つに絞り込んで、手を挙げたところでございます。そもそもその当時、住民課の子育て支援係から上がってくるべきものが、残念ながら上がってこなかった。そこで、地方創生のほうで、婚活とひっくるめて、いわゆる子育て強化のためのこの事業が始まったというところで、ただ、そもそも子育て支援は、住民課のそこが主となるべきところで本来に戻ったのかなというところは深く反省しているところでもございます。

また、横の連携もこれは、生涯学習課はもちろんのこと、学務課はもちろんのこと、担当である住民課はもちろんのこと、もっともっと深く掘り下げて、住民の目線になって、住民のところに出向きながらやっぱりセミナーなり、要望なり聞いていくのが行政の姿勢だと思っています。その辺を深く反省して、もっともっと強い指導力が必要なのかなと、今反省しているところでございます。

よって、今後、議員各位、あるいはいろいろな各団体からもたくさん生の声を聞いて、子育て支援の強化を図りたいと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

私は近年、子育て支援がイコール少子化対策になっていることに少し違和感を持っておりまして、たとえ少子でも、多子でも、子育てに支援は必要なわけで、地方創生という名のもとの子育て支援というのですか、それは少し、私の考えでは違うのではないかと感じております。ぜひ、子育て支援のそもそもの理念、目的、それに立ち返って、政策を実行していただきたいなと思います。これで私からの再質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで二番五十嵐 忍君の一般質問は終了いたしました。

次に、五番奈良岡文英君に一般質問を許します。五番奈良岡文英君。

〔五番 奈良岡文英君 登壇〕

○五番（奈良岡文英君）

皆さん、お疲れのところよろしくお願ひいたします。議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。

さて、ことしも早いもので残すところあとわずかとなりました。平田町長におかれましては、二期目の折り返しになり、さらなる町政の発展のために町民が主役の活力あるまちづくりに邁進していただきたいと思っております。

また、議場にいる皆さんも師走の忙しさに負けず、体調管理には十分注意して乗り切っていただきたいと思っております。

それでは、あらかじめ通告しておいた内容の質問をさせていただきますが、町長初め参与の皆さんには一万五千人の町

民に対して、誠意と責任のある答弁をお願いいたします。

まず、第一点目の農業の振興について伺います。農家が元気よくなると町に活気が出ないという言葉をよく耳にしますが、まさしく農業は我が町の基幹産業であります。より一層の農業の振興を、発展を図っていかなければならないと思います。リンゴ、米、ニンニクなどの特産品を生かしながら、戦略的に農業政策を展開し、時代のニーズに合わせた環境保全型農業の推進、次の世代を担う後継者の育成や支援、付加価値の高い農産物のブランド化、六次産業化や複合経営による経営の安定、成長産業として将来に向けた競争力のある農業を目指していくべきであります。そして、農業、農村の活性化を図っていかなければなりません。

それでは、通告しておいた内容の減反廃止の影響と対策について伺います。政府は、平成二十五年、これまで国が農家ごとに主食用米の生産量を割り当てて、過剰生産を減らし、価格を維持する目的で昭和四十五年から始まった生産調整、いわゆる減反政策を平成三十年から廃止する方針を打ち出しました。また、T P P協定をにらみ、担い手への農地の集約を図り、競争力のある農家を育成し、スケールメリットを生かして、農家みずからが自主的な経営判断のもとに米を作付するようにするものであります。しかし、全ての水田で主食用米を生産すれば、米が過剰になり、米価が下落して、農家経済に多大なる影響を及ぼすのは必至であります。米の生産調整は、米の消費量が減った現在では避けて通れないことかと思いますが、我が町の土地の利用状況は、水田が町の約半分、一千五百ヘクタール、農家戸数は一千二百戸で、米の生産額は約十三億三千万円であり、水田農業は農家農村経済に大きな影響があると思います。町としては、来年の減反廃止以降、生産調整についてどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

次に、政府は生産調整に協力していた農家に出していた補助金も段階的に減らして、従来は十アール当たり一万五千元出していたものが七千五百円に減額してきました。それも来年からなくなります。また、生産調整に協力して、飼料用米などのほかの作物に転作したときに支払われてきた水田活用交付金は、来年度以降どうなるのか伺います。

次に、減反廃止で、米を自由に作付して、需用を上回る米が市場に出回れば、米価は下落し、農家は大打撃を受ける、また一方では、効率のよい大規模農家に田んぼが集約され、競争力のある自立した農業になるためには、避けて通れないという声もあるが、小規模農家が多い日本の農家、農村にとっては、減反廃止によって米価が下落すれば、農家所得は減少し、営農意欲の低下を招き、農村は混乱していくでしょう。耕作放棄地の増加や水田農業の持つ多面的機能の低下など、農村社会は大きな影響を受けることになるでしょう。この点についてどのようにお考えなのか伺います。

次に、十川の改修計画について伺います。黒石市を源流に、我が町の福島、久井名館、福館を流れ、板柳、五所川原に至る十川は、過去に何回となく氾濫し、周辺に被害をもたらしてきました。近いところでは平成二十五年九月の大雨で堤防決壊寸前になり、地域住民と消防団が懸命に防水活動をした結果、被害を最小限に食い止めることができました。近年の極端な気象変動による集中豪雨や、ゲリラ豪雨に対し、災害を未然に防ぐために、改修計画を急ぐ必要があるかと思えます。改修計画について伺うものであります。

また、増水時に、水の流れの妨げになっている雑木は堤防決壊の原因になることも考えられますが、雑木の伐採、整理は、急がなければならないと思えます。この点についてはいかがお考えでしょうか。

次に、広報広聴活動について伺います。

自治体にとって広報の役割は、行政と住民をつなぐ行政側の情報を地域住民に伝え、地域住民側のニーズを把握する極めて重要な役割を担っていると思えます。

そこで、我が町の広報ふじさきの編集方針は何か伺います。

次に、町ホームページの制作方針について伺います。

広報紙とは違う性質の広報媒体ではありますが、インターネットが普及し、掲載できる情報量も格段に違い、場合によってはより内容を掘り下げて、専門的な情報も掲載できて、使い分けることができると思えますが、町のホームページの

制作方針は何か伺います。

最後に、広聴活動について伺います。

町民の行政側へのニーズを把握し、町政に反映させる。また、協働と参画のまちづくりを進めるために、広聴活動も大事であります。直接地域に出向いて、町民と対話するまちづくり座談会の開催について、どのようにお考えか伺います。

以上、登壇での質問を終わりますが、誠意あるご答弁をお願いして、登壇からの質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、農業振興についてのイの減反廃止の影響と対策についての減反廃止後の生産調整はどうするのかについてお答えいたします。平成三十年産米から国による生産数量目標の配分は廃止となります。青森県では、需要に応じた米作りを推進するため青森県農業再生協議会がJAや県米穀集荷組合等の集荷業者から報告を受けた翌年度の生産計画数量をもとに、各市町村の地域農業再生協議会ごとの生産数量目標を設定し、情報を提供することとしております。当町といたしましても、県の情報提供を受けた後、町農業再生協議会で生産者ごとの生産数量目標を設定し、生産者に文書にて情報提供はもちろんのこと、地域ごとに説明会を開催してまいりたいと考えております。

次に、水田活用交付金はどうなるのかについてであります。平成三十三年度から米の直接支払交付金は廃止されますが、飼料用米助成や、産地交付金などの水田活用交付金につきましては、平成三十三年度以降も継続する予定となっております。

す。

また、農林水産省では、飼料用米や大豆などの本作化などを進めるため、平成三十年度予算の概算要求において、水田活用交付金に前年度対比百五十四億円増の三千三百四億円を要求し、その対応をすることとなっております。国の動きに敏感に反応し、関係機関と連携を図りながら、今後対処してまいりたいと考えております。

次に、農家・農村経済への影響はどうなるのかについてであります。国の生産数量目標の配分と、米の直接支払交付金の廃止により、主食用米の過剰作付による米価の下落が懸念されておるところであります。米価下落は、農家・農村経済へ多大な影響を及ぼすことから、米価安定のため、今後も需要に応じた生産が必要と考えております。また、この影響を緩和するため、収入減少影響緩和対策や、新たに設けられた収入保険制度への加入を促進するとともに、高収益作物や飼料用米などの非主食用米の導入により、複合経営により、農家の経営安定を推進してまいります。

次に、水害対策についてのイの十川改修の見通しはどうなっているのかについてお答えいたします。十川は、一級河川岩木川水系の十川広域河川として、県が維持管理などを実施している河川であります。確認いたしましたところ、現在は、下流域である五所川原地区より順次上流に向かって整備を進めているところであり、その内容は頭首工建設、河道掘削、雑木伐採などを実施しております。本件につきましては、十川改修促進期成同盟会の一員として、河川整備計画に基づき、治水事業の予算を確保し、十川広域河川改修事業の一層の整備促進を図っていただきたい旨を引き続き関係市町村と国並びに県に強力に要望してまいりたいと考えております。

次に、雑木伐採整理についてであります。平成二十八年度より上流部の一区域において、中南地域県民局により実施されております。今後とも随時現場状況を確認し、県に対して要望活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、広報、広聴についてのイの広報活動についての広報ふじさき編集方針についてお答えいたします。広報ふじさきは、町民と町政を結ぶ情報伝達手段として、特集や町の話題など詳しい情報を掲載する一日号と、主にお知らせを掲載



する十五日発行のお知らせ号を毎戸配布しているところでもあります。編集方法につきましては、写真やイラスト、図表などを効果的に活用し、伝えたい町政の情報を適切なタイミングでいかにわかりやすく、正確に伝えるかを心がけて発行しております。また、特集記事では、関係者にインタビューすることでテーマを掘り下げ、より親しみの持てる紙面になるよう取り組んでいるところでもあります。今後とも町政の課題などについて、町政への関心と参画意識を醸成する内容にも取り組むことで、町政をより身近に感じ関心を深めていただける紙面づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、町のホームページの制作方法についてであります。情報処理技術や情報通信技術の発達により、インターネットを媒体するコミュニケーション手段が普及した結果、ホームページや電子メールの利用は、町民生活に不可欠なものとなっております。こうした状況の変化に対して、藤崎町ホームページを開設し、情報提供手段やコミュニケーション手段の拡充を図ってきたところでもあります。ホームページは町民にとって、暮らしの情報を取得する重要な窓口であることから、町政情報や、各種手続に関する情報の提供を迅速に行うとともに、町の魅力に関する情報などをタイムリーに、また随時更新し、町内外に広く発信することを制作方針としております。

また、ホームページの利便性を高めるために、見やすさや、調べやすさなどの機能性、操作性についても必要に応じた対応を検討してまいります。

次に、口の広聴活動についてのまちづくり座談会の開催についてであります。私が町長として就任してすぐ、平成二十四年二月に、町民の皆様と自由な対話を持てる場として、町内施設二カ所でまちづくり座談会を開催しました。その後、平成二十五年度から平成二十七年度にかけて、町内全地区において座談会を開催し、町民の皆様から町の課題や将来のまちづくりについてのご意見を頂戴してきたところでもあります。また、平成二十八年度には、町民の皆様のご意見を藤崎町第二次総合計画に反映させるため、藤崎町文化センターと常盤生涯学習文化会館において座談会を開催いたし

ました。今後とも、町民と行政と一緒に町づくりについて対話できる場として、座談会の開催に向けて、その内容等を鋭意検討中であります。二十九年度は、間もなくあと数カ月となりましたが、三十九年度、年齢層、あるいは職業別等も鑑みて開催してまいりたいと考えております。

以上、奈良岡議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより五番奈良岡文英君に再質問を許します。五番奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

減反と生産調整について伺いますが、我が町の水田は、面積でいけばまず約一千五百ヘクタールと、農家戸数は一千二百戸の農家人口は就業人口が八千人に対して、約一千八百人と、農業算出額が六十二億六千万円に対して、十三億三千万円。どの数字をとってもほぼ二割を占めているわけで、リンゴ畑の面積のおよそ七百ヘクタールに対して、水田面積は倍で、金額は比べる必要がないと思いますが、水田農業に対する依存度が高い。農業に関しては、水田農業に対する依存度が非常に高いと思いますけれども、その中で、来年度から今までやってきた減反政策がなくなると。ちまたのうわさでは、来年から自由に何ぼでも米をつくってもいいんだぞといううわさもささやかれておりますけれども、あらゆる農家の人がみんな田んぼに主食用米を植えれば、米が余って、米価が下落するのは、これは当然のことで、誰しもがわかっていることかと思っておりますけれども、そこは生産調整の必要性、減反して違う作物をつくって、農家所得を安定させていくという方法が今一番求められているかと思っておりますけれども、町としてはその生産調整に対してどのように農家に対して説得、説明をしていくのか、この点について伺います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

お答えいたします。まず、来年度から生産調整が、国による生産調整の配分が廃止になるということで、ちまたでは減反が廃止という報道でも流れております。来年のことをございますけれども、来年の二月中には今までどおり生産者ごとの生産数量目標を設定して文書にてお知らせし、二月下旬から三月上旬には地区説明会を開催して、米価の安定のために生産の需給調整に周知してまいりたいと思っております。ことしの日程をございますけれども、例年ですと、十二月中旬には県より、市町村別の生産数量目標が公表され、翌年の二月上旬に県の産地交付金の説明と配分を受けて、それに基づき町の生産数量目標や、作物別の交付金を決定して、二月の中旬に生産者に生産数量目標を文書にてお知らせし、二月下旬から三月上旬に地区説明会を開催して周知してまいりましたが、今年度は制度が大きく変わったため、県からの生産数量の目標の情報提供が十二月下旬の予定でございまして、例年に比べて、まず十日ほどおくれる見込みで、作業スケジュールが全体的におくれる見込みでございます。少しでも早く生産者へ情報提供し、地区説明会を開催してまいりたいと思います。

国からの生産配分という形はなくなりますけれども、県のほうで国の需給量を受けまして、それを計算して各市町村の農業再生協議会に情報を提示すると。そして、町の農業生産協議会では、生産者個別に目標数量を提示する、情報提供をするということで、流れは大体去年と同じでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

今の説明で大体大まかな流れはわかるんですけども、町の農地を見ると、ほとんど田んぼしかないわけで、国、県の

数字的な配分とか、そういう情報の前に、我が町としては、来年の水田政策に対して、どういう方針で向かうのかというのを早目に打ち出していないと、去年と同じで生産調整はあるんだよという、それはそれでいいので、そういう生産調整する必要性というものをもっと早くに農家の人に示していないと、かえって現場が混乱するわけで、もう既に種もみの注文とか、肥料、農薬の注文が始まっているわけで、農家の人も営農計画、作付計画を既に立てていかなければ時代についていけないと思うので、後手後手に回っているのであれば、それこそ世の中の流れの農地を集約して、大規模農家を育てていくという国の方針にもおくれをとりかねないので、早目に町としての方針を農家さんに示していただきたいと思います。

そこで、今までのように、生産者が生産調整した場合、達成して助成金をもらうとか、認定農家とか、いろいろな達成した人へのメリットといたしますか、いろいろな条件がついて回るんですけれども、今後はそういうものも全くなくなるということによろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

お答えいたします。まず、来年度以降は国による生産数量の配分が廃止されるということでございますので、生産調整達成者という概念がなくなりますので、今まで生産調整達成すれば、ならし対策に加入できるとか、それから米の直接支払交付金、十アール当たり七千五百円もらえるとかありましたけれども、来年度からはそれもなく、生産調整達成者に対する特別なメリットはございません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

生産調整を達成してもメリットはないということになれば、主食用米を作付して、米が過剰になって米価が暴落するという可能性もあるので、その辺もしっかり説明していく必要があるかと思います。

それで、町長の答弁にもあったように、飼料用米や大豆の本作化を図っていくということですがけれども、町として独自に飼料用米や大豆、あるいは奨励作物に対して、何か助成措置を図っていくとか、支援していくとかということは考えていないのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

まず、飼料用米とか、大豆、そのほか町の振興作物への交付金の増額ということでございますけれども、県の来年度の産地交付金の説明会の内示は二月上旬が予定とっております。これを受けて、県からの配分予算の範囲内でできる限り増額を図ってまいりたいとっております。それについては単価の話でございますけれども、事業としては、今までどおり飼料用米の作付と大豆の作付と。それとあと、町ではニンニク、トマト、アスパラなどの苗の助成とか、パイプハウスの建設への助成とかしておりますので、それらをあわせて複合経営を推進してまいりたいとっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

来年からとにかく減反政策がなくなるということで、ある程度の混乱というか、方向性が見えてくるまで時間がかかる

かと思えますけれども、来年からの減反政策廃止に向けて、町長はどのようなお考えなのか、さっきから手を挙げていますので、町長に伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

どの国においても農業が減れば国が減びるというのは、これは通常な一般認識でありまして、例えば、私は行ったことはないんですけれども、オランダなんかは、あの小さい国土でヨーロッパの農産物の輸出国であるということで、非常に農業振興が日本以上に進んでいる国でございます。今までの歴史は歴史として、国の農業が、私は水田については、一大振動の時期が平成三十年だと、そう思っております。今までやってきたちょっとした過保護のものを取っ払って、ある程度都道府県、生産者にある程度責任を持たせて、需要と供給のバランスを図っていく。その中でも、水田利活用の交付金等もうまくかみ合わせしながら、ベストミックスな農業を、農村をつくっていくんだということだろうと、そう思っております。今からどういうことでどうというのは、今すぐこの場ではいろいろお話しできませんけれども、ただ、県の情報は、今農政課長が二月のという話をしましたけれども、情報はもっと早く、私は出向けば仕入れることができると思います。ですから、まずは町の関係する農政課、主がどういう動きをやっていけばいいかというタイムスケジュールを立てて、農協さんとか、あるいはいろいろな各団体とすなわち膝を交えた協議が近々起こるだろうと、そのトップには、再生協の私がいろいろリーダーシップをとっていきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

国の資料を調べて拝見すれば、ぶれない農政を展開しますとか、そういうことが書かれていますけれども、猫の目農政とかと言われておりますので、我が町の農政は、十年先、二十年先を見据えた今次の世代を担う子供たちに立派な農地を残すような農政を展開していただきたいと思います。

さっき申し上げたように、米価の下落は、農村、農家経済への影響は大きいと、こう思うんですけれども、高収益の作物の導入とか、それらを導入しやすい圃場にするとかという点で考えれば、生産基盤の整備、新たな圃場整備をしていくとか、複合経営をしていくために若い人材を育成する複合経営をするための技術や経営理念を学ぶとか、そういう人材育成も必要かと思えますけれども、そういう役割も町では担っていると思えます。その点についてどのようにお考えですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

まず、担い手の育成でございますけれども、新規就農者に対して支援制度として青年就農給付金、今年度から農業次世代人材投資事業と名称が変わりましたが、これによりこれまで三十二名方が答弁にもございましたけれども、新規就農しております。就農後は経営力の向上を図るために、県の単独事業を利用して、販売開拓や視察研修を実施しております。また、水稻と高収益作物を組み合わせた複合経営により、所得の向上を図るため、国や県、町の事業を活用して農業機械等の購入や、施設園芸用のパイプハウス設置、トマト、ニンニクなどの高収益作物の種子助成を行って、これらを活用して人材の育成を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

いずれにしろ国、県の情報を先取りして、先手先手と打って出てほしいと思います。それが農家が混乱しないで次の作付計画、営農計画を立てていくことにつながっていくと思いますので、情報収集に素早く努めて、敏感に反応して、先手を打って打ち出していきたいと思います。

次に、十川の改修について伺います。十川の改修計画については、大分前から計画があるようでないようで、あと何年かかるかわからないとか、具体的なものが全然見えてこないんですけれども、その辺については、担当課のほうではどのような情報を持っていますか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。現在、十川の改修については、県で維持管理を実施してございますが、一級河川である岩木川水系の十川ということで、整備を急いでいるわけなんです。現在どのような整備計画になっているのか等々確認したところ、下流域で、五所川原地区において、順次整備を進めているところだと。その内容については、頭首工やら排水機場やら、あるいは河道掘削やら、雑木伐採などが行われている状況であるということございまして、今後も明確に年次計画といったものはまだ立っていないようございまして、国からの予算を確保しながら、上流に向かって整備を進めていくと確認してございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）



じゃあ期成同盟会の構成市町村と活動内容について伺います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

構成市町村ということでしたけれども、まず、板柳、鶴田、五所川原市、黒石市、青森市、そして藤崎町の六市町村と、浅瀬石川土地改良区を初めとした六改良区の計十三団体でありまして、毎年国、県へ治水事業を計画にということと、治水事業の予算確保、あるいは事業の一層の整備促進ということを要望してございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

新年度の予算獲得に向けて、そういう要望活動、地域の実情を訴えていくということが必要かと思えますけれども、十川が氾濫した場合の影響とか、そういうのを訴えていくべきだと思いますが、その点については、町長はどのようにお考えですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員の質問にお答えします。板柳がそれこそ津軽横断道と十川改修期成同盟会の会長を成田町長がしています。私は、会員でもあるけれども、十川の改修工事は副会長という立場でございます。毎年十月に県土整備局部長初め、担当の者、そしてその後すぐ国交省の青森工事事務所に陳情してございます。そして、十一月に入って第二週になると、

東北のいわゆる国交省の東北整備局、そして翌日は本省に入って、先般、木村次郎代議員も同行しながら、技監であるとか、あるいは整備部の部長とか、そういう官僚とも直接お話をしているところでもございます。ただ、私、思うには、やっぱり国よりも県だと思っんですよ。県が管理しているものだごころで、やっぱり期成同盟会が県土整備部とのやりとりで、もっともっと強力なやっぱりアプローチをしていかないと、なかなか県は動かないだろうという思いで、私は、毎年陳情を重ねているところでもございます。確かに、下流部である五所川原地区については、頭首工とか、あと河道掘削、雑木伐採が進んでおるところでもございますが、いわゆる浪岡川が溢水した時に、浪岡川は東青地区、十川は中弘地区の担当ということで、私はその当時の中弘地区の佐々木整備部長とも直談判して話をしたところなんです。民家があるところ、七号線の沿線は雑木伐採されましたけれども、ちょっと上流部になれば、もう林ぼうぼうということで、今後関係する市町村とももっともっと連携を深めて、やっぱり県に大きいウェートがあると、そう思ってございませうので、県土整備部に強力に河道掘削、雑木伐採の整備は事あるごとに、強力に働きかけていきたいと、そう思ってございませう。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

実情を訴えていくという意味で、例えば十川の堤防を歩いてみるとか、柳とか、アカシアとか、雑木がいっぱい生えていて、堤防も弱ってきていると思います。そういう実情を画像なりにおさめて訴えていくとか、必要だと思っます。十川に、排水機場が何基あるかと調べたら、右岸と左岸両方合わせて九基あると。上流は黒石から、下流は五所川原まで、それだけ地域の洪水のときの排水機能も担っているわけで、その辺が突破口になるのかなという感じはしてございませうけれども、その点について町長はどうお考えでございませうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今、十川に関連してのお話ですので、周りを見れば、浪岡川もありまして、担当の県民局が違えども、やっぱり県土整備部に強力にやっぱり陳情して、実情を訴えていくというのは恐らく必要だろうと。現状では、築堤のやっぱり点検もしないと、もしかしたらちょっとゲリラ豪雨が降ったときに、溢水なり、崩壊ということもありますので、陳情する際には、その都度その都度、洪水に遭ったときの写真も添付しながら、各市町村の写真の写真も添付しながら陳情しているところでございますけれども、私そのものも、あるいは農政課長そのものも、あるいは建設課長そのものも、そこ自分の目で踏破して歩いていないかもしれません。その辺もひっくるめて、現状を見て、実情を県のほうに訴えていきたいと、そう思っています。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

雑木の伐採も含めて、今のペースでいけば、雑木伐採のペースも終わった頃にまた次々に、初めてやったところをやらなといけないというふうな非常に緩いペースなので、その辺も含めて雑木伐採、河道掘削のスピードアップも陳情の一項目に入れてもらうように強力に要望活動をしていただきたいと思います。

次に、広報ふじさきについて質問しますけれども、最近の広報ふじさきを見ていると、一面は町民の写真が大きく載っていて、町民が紙面に登場すると。大変見やすくなっていると思います。担当者は休日返上でイベントに取材に出かけたり、努力しているかと思いますが、広報ふじさきの編集体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。広報ふじさきの編集体制でございますけれども、現状では、企画財政課の企画係内で随時協議しながら編集作業を行っております。よりよい紙面づくりにつなげるためにも、今後は記事掲載依頼課とも、綿密な連絡調整を図るよう検討してまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

編集作業に入る前の打ち合わせも大切だと思うんですけれども、最近はお知らせ号もありますし、お知らせ的な記事が何か多いような感じもするんですけれども、お知らせ広報よりも町民と対話する対話型の広報を目指していくべきだと思うんですけれども、お知らせは、お知らせ号の枚数を多くしてでもいいので、広報のほうを町民との対話のほうに多く紙面を割くとか、そういう考え方も必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

広報の紙面にお知らせが多いというご質問でございますけれども、広報は広く知らせるという考えのもと、町から町民の皆様へ情報をお知らせする広報というのがまず目的となっております。編集に当たりましては、写真やイラスト、

図表等を効果的に活用して、わかりやすく、正確に伝えることを心がけているところでございます。

また、企画、特集につきましては、町政の課題など、町政の関心と参画意識を醸成する内容にも取り組むなど、町政をより身近に感じ、関心を深めていただける紙面づくりに努めているところでございます。

なお、特集記事につきましては、町内に出向き、関係者にインタビューするなど、より親しみの持てる紙面なりを取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

日本広報協会というのがあるんですけども、そのアドバイスを受けて、広報紙のコンクールとかに出品したりしているんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

町では、日本広報協会と、青森県広報広聴協議会に負担金を支出しているところでございます。今年度、県広報広聴協議会主催の研集会に参加してございます。そして、写真撮影のスキルアップを図ってございます。表紙の撮影を題材にいたしまして、どのような撮り方が効果的であるのかの助言等をいただいているところでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

専門家のアドバイスを受けながらよりよい広報ふじさきを目指していただきたいと思います。町民にとっては大変重要な町の情報を得る媒体だと思えます。ある市の資料によりますと、自治体の情報入手の手段として、広報紙が八三・七％という調査資料もあります。あと、新聞記事が三九・七％、ホームページなどのウェブサイトが一三・九％というふうに関心を持って目を通す人がほとんどだと思えますので、よりよい広報の紙面づくりをしてほしいと思えます。もちろん町の庁舎内の横の連携も深めながら、何を掲載して、何を訴えていきたいのかということも含めて、協議して、編集体制を構築して協議してやってほしいと思えます。

次に、町のホームページについてですけれども、ホームページにアップするまでの手順はどのようになっているのか、この点について伺います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。町ホームページにアップするまでの手順でございますけれども、まず、各担当課におきまして記事のページを編集いたします。それを企画財政課におきまして、誤字脱字などの校正を行ってから公開しているものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

内容や表現方法とか、そういうものを点検する機関とかはないのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

ホームページを町民の皆様によりわかりやすく、見やすくするために、記事だけではなくて、ほかの写真などを掲載したほうがいいのではないかと、そのようなときは担当課のほうにそのようなことを求めて対処しているところがございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

いずれにしても、広報活動は、町政について町民に対する説明責任を果たす重要な媒体であると思いますので、慎重に、かつ見やすいように町民がどういう情報を求めているのかという観点に立って進めるべきであると思います。

次に、広聴活動について伺います。以前行われていた、平田町長になってから一期目のときに行われた、まちづくり協議会ですか、これはまちづくり座談会ほかにも、まちづくり協議会というものをまた再開するとか、そういう方針はないんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

それは私の肝入りで一期目の一年目に、いわゆる五十人体制でということで進めましたけれども、結局は公募で三十三人集まって、その中で各分科ごとに分かれて、いろいろな角度からまちづくりがどうあるべきかという提言、検証をいただきながら、一年間活動させていただきました。二年目からは地域に私初め、担当課何人か出向いて、地域の実情、

要望、そしてまちづくりの全般的な提言をいただいたところでございます。今、企画財政課を中心に、来年度に向けて、どのような座談会を開催すればいいか、これを担当は企画財政のところでございますけれども、例えば職業別とか、あるいは年代別とか、弘前でやっている車座ミーティングとか、いろいろありますけれども、近隣市町村のやり方も参考にしながら、今どういった形でやれば一番町民が参画して、そして年齢層の幅、そして職業別の幅のご意見をいただけるか、今、鋭意検討中でございます。いずれにしましても三十年度はそういう形で地域に出向いて、タウンミーティングやら、座談会やら、そういうものは企画していきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

町民の声を町政に反映させるという意味で、まちづくり協議会、まちづくり座談会でもいいですし、そういう機会をつくって、町民の声を聞くという姿勢を持っていただきたいと思います。

それで、最後に、よく近隣の首長さんたちは、農繁期とか、農家さんが働いている現場に出向いて、督励しているんですけども、そういう機会があれば、より町政と特に農家の距離が縮まって、どちらも何かかにか得るものがあると思いますけれども、平田町長はまだそういう機会がなかったと私は記憶しておりますけれども、今後そういう機会をつくる方針があるのかどうか伺います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

担当課にいろいろ申し入れしたんですが、なかなか形にできないのが現状でありまして、例えばリンゴの実すぐり時期



でしたら青空教室、あるいはニンニクの植えつけであれば現場に行ってお励ます激励。あるいは収穫等もひっくるめて大いに検討していきたいと、そう思っています。そして、基幹産業の農家を営むその業種別の声を少しでもまちづくりに反映していきたいと、そういう思いで思っています。実のところ、二、三年前からいろいろ石を投げたんですけども、なかなか形にならないのがちょっと私の指導不足というところなんでしょう。来年度はぜひとも現場に出て、いろいろな声を聞いていきたく、そう思っています。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

引き続き広報、あるいは広聴活動を通じて、町民との距離を縮めて、町政に生かしていただきたいと思っております。これで一般質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで五番奈良岡文英君の一般質問は終了いたしました。

次に、十三番浅利直志君に一般質問を許します。十三番浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

ただいま指名を受けました日本共産党の浅利直志です。遅くまで一般質問に参加していただき、そして町長を初め、理事の皆さんも本当にご苦労さまでございます。

さて、本年十月に実施されました総選挙の結果、自民党と公明党が議席の三分の二を得ることになりましたが、これによって安倍政権の政治的基盤が強固になったというふうには必ずしも言えないのではないのでしょうか。それは小選挙区

制のメリットを最大限受けるとともに、何よりも野党であった民主党の解党、分党による混乱、いわば敵失、エラーによるものではなかったでしょうかと私は考えておりますけれども、皆さんはどう受けとめていますでしょうか。私ども日本共産党は、比例東北で高橋議員の六選を果たしましたが、議席は残念ながら後退いたしました。しかし、九条を守り生かすという立憲民主党、立憲主義を土台とする政党全体では、六十九議席ほどとなり、憲法九条改悪を食いとめる確かな力になると私は思っておりますし、今後とも生かすために努力を払っていきたいと思っております。憲法問題では、憲法九条を生かす政治の実現のために、不断の努力を重ねていく決意であります。

さて、もう一つ、注目すべきは国連総会で賛成百二十五カ国、反対三十九カ国ほどでありましたけれども、国連総会の決議で、核兵器禁止条約が採択されたことも、戦後の歩みと核兵器の保有だけではなく、いわば抑止力、脅し力としての核兵器を禁止する。そういう条約が百二十五カ国の多くの国の賛成で国連総会において批准されたことも大きな注目すべき点ではないでしょうか。

また、引き続きノーベル平和賞に国際非政府組織核兵器廃絶国際キャンペーン I C A N が受賞しました。I C A N は、戦後七十年余り、そして広島、長崎の被爆者が訴え続けてきた声をすくい上げ、ともに核兵器禁止条約に結集させたものであり、被爆者を先頭にした声と運動によって作り出したものだと言えるものではないでしょうか。北朝鮮などの核保有の脅威は増大していますが、また、核保有五大国もかたくなに条約を拒んでいるところではありますが、百二十五カ国を超える国々が厳しい現実に立ち向かい、核廃絶の道に踏み出している。その世界の流れをしっかりと受けとめ、注目する必要があるのではないのでしょうか。

それでは、質問通告に沿いまして、一般質問をいたします。

初めに、冬期間の安全・安心のまちづくりにかかわる除排雪事業などについて質問いたします。

ことしもといたしますか、集中的な豪雪がない年でありますように、心から念じているところでありますが、藤崎町にお

いては、十センチ程度の降雪で委託業者の除雪ドーザー等が出動する基準とされていますが、判断する人及び観測点などについて改めて質問いたします。

次に、除雪委託業者の契約金額、契約内容の基準や概要についてお聞きいたします。

あわせて、特に通学路の歩道除雪について質問いたします。

安全・安心のまちづくりと交通確保のために防雪柵を増設してほしいという要望もかなり見受けられます。どのように受けとめているのか、今後、増設計画はどのように考慮し、計画されているのかについて質問いたします。

次に、本十二月定例会の開会日終了後に、議員全員協議会で四月下旬オープンの食彩ときわ館についての説明もありました。その中で、総括店長松丸さんという方を選出されたことや、あるいはまたオープンの時期は四月下旬ころではないかという町長の表明や、あるいはまた指定管理料概算で一千八百万円もかかるのではないかという概算見積もりも話されているところですが、来年四月オープンの農産物拠点施設の運営と、今後の取り組みについて、改めて質問いたします。

次に、町民の個々人の相続や転入転出にかかわる行政事務について質問いたします。

自治法は、住民による住民の地位に関する正確な記録を常に整備することを自治法は市町村自治体に求めているところでありますが、それに基づいて、住民台帳表もあります。その中で、特に住民票及び戸籍の附票の除票の原簿と電子データの保存の現状についてお聞きいたします。

二つ目のテーマについては、地域産業の柱である藤崎町の農業について質問いたします。

農林水産省によると、十月の相対取引価格はつがるロマンで一万四千八百十八円ほどとなっており、一万四千五百円前後で平成二十九年産米、二〇一七年産米の価格が推移しているようであり、これは、飼料用米の増加や、あるいは主食用米の品薄感に基づくものと思われ、二〇一八年、平成三十年からは国による生産目標、減反目標廃止と、

そして戸別所得補償政策を終了させるとしていることが米づくり農家にとって大きな不安や懸念を与えているところがあります。奈良岡議員も質問しておるところでありますけれども、できるだけ早期に町の対応、国の対応を前から決めていたんだということではなく、しっかりと生産者に伝達することが大事ではないでしょうか。米生産目標の達成については農協主体で進めるのか、町行政としてはどのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

また、国の農業施策の方向性が大規模化に傾斜し過ぎているのではないかと私は大きな懸念を持っておるところでありますけれども、主食の安定供給機能維持のために、来年度から廃止するとされている戸別所得補償政策は、今後とも必要ではないかについて、町長の認識をお聞きいたします。

また、農家の労働力の問題も今後とも重要な課題であります。そこで改めて質問いたします。リンゴ農家の労働力不足や、後継者育成策の現状認識と、今後の町としての取り組みについて質問いたします。

次に、先般、十月二十二日投票で行われました総選挙の町民の投票行動について質問いたします。藤崎町における十八歳、十九歳の投票率、期日前投票者数と投票率について、どのような結果になったのか、お聞きいたします。

また、投票者数と、投票者数のアップ、増加を図るため、選挙管理委員会として、期日前投票所の増設や、より投票しやすい投票所のため、例えば靴を履いたまま投票できる投票所の設置などについて検討していらっしゃるのかどうか、改めて質問するところでございます。

以上、壇上からの一般質問であります。簡潔、明瞭な答弁を求めて定例会における一般質問とさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町行政の取り組みについての冬の冬期間の安全・安心の町、除排雪事業についての十センチメートル程度の降雪で除雪ドーザー等の出動基準とされているが、判断する人及び観測点についてお答えいたします。出動の判断につきましては、建設課職員が全地区をパトロールし、一斉除雪の判断をしております。また、観測点は、藤崎児童公園及び福館公民館の観測所二カ所となっておりますが、補足観測として藤崎、常盤両除雪センターで職員による観測も実施しているところであります。

次に、委託業者の契約金額、契約内容の基準についてであります。路線除雪につきましては、町内十六工区及び歩道の除雪について、町内の業者へ依頼し、総額四千七百四十二万八千円となっております。また、契約内容につきましては、契約期間のほか、作業内容、作業時間、出動基準などが記載されており、降雪状況に応じ、安全に、迅速に対応できるよう心がけて準備しております。これから、本格的な降雪の時期となりますので、住民のよりよい生活環境の確保に向けて、今後も万全の除雪体制で取り組んでまいります。

次に通学路の歩道除雪についてであります。各地区小中学校付近の冬期間の通学路歩道につきましては、町小型ロータリーと、ハンドガイド式小型除雪機を使用し、延べ八・三キロメートルの歩道について、除雪作業を行っております。冬期間における児童生徒の通学路歩道を確保することは、安全・安心な通学環境を守る上で重要な問題でありますので、今後も十分に配慮してまいりたいと思います。

次に、防雪柵の増設要望と今後の増設計画についてであります。冬期間の吹きだまりや地吹雪から道路を確保するための防雪柵の設置状況は、平成二十八年度では固定式の防雪柵が延長約四千九百メートル、仮設の防雪柵が延長約九百メートルとなっております。新設の防雪柵につきましては、これまで交付金などを活用しながら設置しておりますが、

今後も活用できる交付金がある場合は、設置の検討をしてみたいと思いますが、設置撤去費などに毎年多額の経費がかかるため、増設については慎重な判断が必要と考えております。

次に、ロの農産物拠点施設の運営と今後についてであります。町では農産物直売施設食彩ときわ館について、国道七号線沿いという立地特性をさらに生かしながら、ふじさき食産業創造拠点施設として整備することで、農産物直売機能の強化はもとより、新たな農産加工食品や、飲食メニューの開発販売、農、食、観光に関する情報のワンストップ発信などを行い、地域の稼ぐ力の強化、ふじさき品質の魅力発信、新たな魅力ある仕事の創生に取り組むこととしております。拠点施設の運営につきましては、施設を管理運営する株式会社ふじさきファーマーズLABOを新たに設立する手続を現在進めており、平成三十四年度からこの株式会社へ施設の運営を指定管理することとしております。議員全員協議会でご説明いたしました。既に株式会社の発起人である町商工会、農産物直売組合長による出資金の払い込みが完了し、現在は、出荷者、各種団体及び金融機関等による出資金の払い込みを行っていただいているところであり、出資金の払い込みが完了する十二月下旬には、株式会社の創立総会を開催し、定款の承認、設立時取締役及び設立時監査役を選任するとともに、平成三十四年一月上旬には法務局へ株式会社の設立登記を行うこととしております。

さらに、二月には、株式会社において、拠点施設の総括店長を雇用し、拠点施設の管理運営に関する企画立案を行い、仕入れ、商品補充、陳列、飲食加工、接客など、スタッフの作業手順や、配置に関するオペレーションを構築するなど、拠点施設の開業に向けた準備を行うこととしております。新たな拠点施設は、平成三十四年春の開業を目指しており、開業からスムーズな施設運営ができるようさまざまな団体とも連携しながら、施設の運営体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、ハの住民票及び戸籍の附票の除票の原簿の保存と電子データの保存についてであります。住民票及び戸籍の附票の除票の原簿の保存年限につきましては、それぞれの関係法令において五年間と規定されております。現在、各原簿

については、電子データで保存しておりますが、戸籍の附票の除票につきましては、紙媒体で保存している場合もあります。住民票の除票は、システム上、五年を越えて交付することはできませんが、戸籍の附票の除票につきましては、法令上の保存年限が超過した分であっても、できる限り請求に応じ、交付しているところであります。

次に、地域産業についてイのこめ生産目標は農協主体で進めるのか。また、戸別所得補償政策は今後も必要ではないかについてお答えいたします。国は、全国の需要見通しなどの情報について提供を行い、県農業再生協議会において、生産数量目標を設定し、これに基づき、町農業再生協議会において、生産者ごとの生産数量目標を設定し、情報提供を行うこととしており、今後も生産者への生産数量目標については、町農業再生協議会により、生産者に情報提供をしてみたいと考えております。

また、戸別所得補償制度は、平成二十二年度に導入され、主食用米の作付に対し、十アール当たり一万五千円を交付しており、その後名称が米の直接支払交付金に変更され、平成二十六年度に十アール当たり七千五百円を交付していましたが、来年度から廃止となるものであります。米の直接支払交付金が廃止されることにより、主食用米の過剰作付による米価の下落も大いに懸念されることから、米価安定のため、今後も需要に応じた生産が必要であると考えております。

次に、ロのリンゴ農家の労働力不足や、後継者育成策についてであります。我が国の少子高齢化は、農業に限らず、他産業においても深刻な労働力不足を招いている状況であります。このため、町では昨年度から担い手農家を講師として、作業労働希望者に対し、実地講習を行う担い手・シニアファーマー養成塾事業を実施しており、また、労働力を求める農家と労働を希望する方とを結びつけるマッチング事業についても検討するなど、今後も農家の労働力確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、後継者の育成策についてであります。新規就農者に対する支援制度として、平成二十四年度から青年就農給付

金事業が実施され、今年度名称を農業次世代人材投資事業に変更し、現在までに三十二名の方が新規に就農しております。また、新規就農者などで構成されている藤崎町若手農業者の会ワゲモンドが実施している販路開拓事業や、先進事例視察研修事業等に対して、県の単独事業などを活用して支援を続けており、メンバー個々の経営力の向上も図ってまいりました。今後もこれらの事業を活用して、後継者の育成を図ってまいりたいと思います。

次に、総選挙投票行動についてのイの町の十八歳、十九歳の投票率、期日前投票者数・率についてお答えいたします。先般の衆議院議員総選挙における十八歳の投票率は五七・三％、十九歳の投票率は三七・四％、十八歳と十九歳を合わせた投票率は四七・六％となっており、青森県平均の三八・六五％を上回る結果となりました。選挙に対する理解を深めるため、各高校においては、主権者教育が行われており、また、町においても初めて投票権を有する方に対し、ダイレクトメールを送付いたしました。なお、期日前投票により投票した人数は二千六百三十七人で、投票者数に占める割合は、三一・九％となっており、おおよそ三割の方が期日前に投票を行っております。住民の投票行動につきましては、その傾向を今後も注視しつつ、投票率向上に向けた取り組みを実施してまいります。

次に、ロの期日前投票所の増設及び靴を履いたまま投票できる投票所の増設などについてであります。まず、期日前投票所の増設につきましては、平成二十年度から役場一カ所で行っており、昨年七月の参議院議員選挙からは、これまでの三階大会議室から一階町民ロビーに会場を移して、町民の利便性の向上に努めたところであります。昨今の投票率低下により、市部を中心に期日前投票所を増設する傾向にあることは十分承知しておりますが、昨年度の参議院議員選挙、そして先般の衆議院議員総選挙を通じて、現在の期日前投票所の体制は有権者の方々に浸透していることから、役場一カ所での運用で十分機能しているものと考えております。

また、靴を履いたまま投票できる投票所の増設につきましては、公職選挙法の改正により、既存の投票区の投票所とは別に市町村の区域内のいずれの投票区の選挙人も投票できる共通投票所が制度化され、大型商店施設等への投票所も設



置可能となったところではありますが、二重投票の防止や、それに伴うシステム構築の負担などの課題もあり、全国的に普及していない状況にあります。いずれにしましても、期日前投票による投票率が増加傾向にある中で、選挙当日の投票所も含め、どのように投票環境を整えていくかにつきましては、選挙ごとの投票行動を把握しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志君に再質問を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町行政の取り組みについての冬期間の除排雪事業について、というようなことをお聞きしたんですけれども、何か出動基準について、私、まず一番目に聞いているんですけれども、つまり、これ十一時、十二時ころ判断する。そして、それは副町長が決めるわけでもない、建設課の人が決めるのかというふうに認識しておるんですけれども、判断する人及び観測点、観測点については言っていただきましたけれども、判断する人及びその時間的な出動の流れですね、どうして、どのような手順を踏んで誰がやるのか、判断するのかということについて改めてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。まず、出動の号令をかけるということでいけば、夜中九時に建設課職員二名で町内全域、藤崎・常盤地区全域をパトロールして、降雪がある場合、特に十センチ以上を超えるような見込であれば、十一時をもって出動判断

して、十二時から業者の出動を要請するという事としておりました、それでも迷うようなときには、パトロールしている者が私のほうとかに連絡してもらって、私が最終的な判断をしている状況でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

全職員によるというのは、思うには建設課の職員というふうに理解すればよろしいんですか。それとも、総務課だとかも含めて職員見回り箇所を指定しているというパトロール箇所を指定しているというふうに理解すればよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

建設課の事務職七名によりまして、パトロールを実施してございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

事務職が九時ころに見回りをするというのも大変ないわゆる労力といいますか、負担になることではないかなとも思いますけれども、いずれにしても苦情が出る箇所というのは、かなり豪雪時には、今までの何年もやってくれば、はっきりしているようなことが多いんじゃないかなと思っておるんですけれども、そのときに、一番多いのは、早い話が十二時に出動をしても、その出動をかけないで、その後三時、五時、ここに朝方に大雪が降って出動が困ると。出動って、

出勤が困るとか、通勤が困ると、通学に困るとかというのが一番大きい問題なのかなというふうに思っておりますけれども、この業者委託の業者が、そういう朝に降雪があって、やれない場合は、日中は日中の直営でやるということなんですけれども、この間、昨年、一昨年だとかの実績を見れば、委託業者に日中除雪を命じた実績だとかは、実際の運用としてはあるんでしょうか。その辺は除雪契約と、委託契約上はないんでしょうか。その辺はどういう委託業者に対する日中除雪の要請だとかというのは、降雪時にはどういうふうなことで判断するのでしょうか。その点についてお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。まず、夜中の出勤の号令がかけられない状況だった。要するに朝方降った雪については、もう業者が出られる体制ではないので、時間内に終われないので、交通障害も起こしますので、そのときは出しません。なので、七時以降になれば、直営部隊である運転手、町の運転手が八名おるんですが、その方たちを町内全域カバーできませんけれども、幹線道路を中心に除雪をやっている状況ではあります。ただ、日中除雪として業者を利用できないかということであれば、それはもちろんできます。基準外の出動ということで除雪期間内ではありますけれども、日中除雪をするという業者にさせるという状況になるときは、朝方工区の除雪が出た後でもこちらが確認していますので、その辺で余り粗末であった除雪等などであれば、やり直しということで出すことはありますけれども、特段よっぽどのことがない限りは、日中除雪は交通に障害が出るので、直営部隊だけで対応しているという状況でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一メートル以上の降雪があって、集中豪雨というか、豪雪の特別対策本部をつくらなければならないというような場合には、委託業者も含めて、集中して排雪も含めてやるということは従来もあったわけですので、ぜひその辺は弾力的に取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

（二）の契約内容、契約金額ということについても、町長からの答弁があったんですけれども、何か主なる、例えば十三工区というのがありますけれども、そういう契約金額が具体的に十三工区では幾らで、そして先ほどの概略説明では、トン数だとか、除雪コースだとか、その辺のことも含めて距離には直接関係ないんだというような話、距離も関係あるんじゃないかなと思うんですけれども、十三工区なりで具体的に例をとれば、契約金というのはどういうふうになるものなのかということについて、説明していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。町内全域十六工区、あるいは歩道除雪とございますが、今限定して十三工区の委託金額ということであれば、十三トン級を使用しております、三百四十一万六千円という契約をしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

我々への説明では、十三工区は使用重機を変更したと。いわゆる十トン級から十三トン級にもなったと。それから、距離も二百四十一メートルほど追加したとかという説明もあったんですけれども、その辺は、加味されて、三百六十一万

円ほどという、三百万円ほどから六十万円ほどでも、これは値上がりになったんですか、それとも何か削ったところもあるからというようなことなんでしょう。削ったというか、除雪する延長を削減したとか、そういうのもあるんでしょうか。その辺の三百六十一万円ほどになった主なる契約内容の基準について増加したのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。重機の変更ということであれば、業者からの提案もございますし、もちろん提案どおりいくわけでもありませんけれども、我々と協議しながら、路線も確認しながら決めておる状況ではございます。ただ、十三工区、今回重機の変更ということでございまして、十トン級から十三トン級にしたということでございますが、全路線をカバーする上で、効率的に除雪するためだということでの我々も認識しているところではございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

契約金額、あるいはその契約の金額を弾き出す基準について、具体的な実情に合わせて、算定していただきたいということを要望しておきたいと思います。

（三）の通学路の歩道除雪についてということで、特にことしでも、ことしといいますか、旧国道といいますか、中島、小畑、矢沢方面、融雪溝を入れて、歩道がきれいにといいか、除雪はしやすい、従来のいわゆる縁石といいますか、それがかなりなくなりましたよね。あれは具体的には今までは縁石がきちんとあって、歩道をハンドガイドでしたか、家

庭用の除雪機みたいなので除雪していましたよね。そういうようなことから見れば、あの融雪溝を入れたところは、ハンドガイドは使わないのを原則とすると。もう県の除雪なら除雪で全て賄うんだというようなことで対応するのでしょうか。その辺の中島、小畑、矢沢のあの道路の歩道の件についてはどのように基本的に対応なさるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。まず、通学路、常盤、藤崎地区、両地区を町の小型ロータリー専用車ということで、幅員があるところについてはその機械を使っていると。これも委託で対応している路線でございますので、また、今議員がおっしゃった中島地区、小畑、矢沢地区ですね。そちらについては、その小型ロータリーが狭くて入れないということでしたので、地区住民の協力を得ながら、町のハンドガイドを使用してもらって対応してもらっているところでございます。今現在、融雪溝を整備中でございますけれども、まだ全線整備が進んでおりませんが、整備後は歩道除雪ということでは町のハンドガイドを利用することなく、地域住民、あるいは毎戸の方の協力を得ながら、歩道部分、あるいは間口部分については特に、自分らで対応してもらいたいというのが融雪溝整備に関しての条件ですので、今後はまだ整備中ですので、これからもハンドガイドを利用してもらって、対応していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私が懸念しているのは、いわゆる縁石というのか、それがかなりなくなったんですね。あれ、これで通学するとき、子供の通学のときに、これ安全の面でちょっとどうかなという、それを県がしっかりやっていただくという県の管理下

のところになるんでしょうから、融雪溝を整備したところの冬場の安全対策というのをもうちょっと考えなければいけないんじゃないのかなというふうに思っておりますので、ひとつ現場の方や、あるいはまた雪の量にもよるんでしょから、いわゆるドーザーで押していく分には便利になったということですがけれども、あれで歩道がきちんと確保されるかどうかというのを十分注視して、やっていただきたいということを要請しておきたいと思います。

(四)の防雪柵なんですけれども、これも回答では、何キロでしたっけ、整備しているということなんですけれども、現状、今あるところから何かいわゆる耕地整理しているところ、区画整備したところは、やれないからということで、富柳と福館の間なんかは、防雪柵を撤去させられたのか、しているのか、つまり暗渠に影響があるから撤去せざるを得ないというようなことも生まれているわけですね。あるいはまた、徳下から三ツ屋に行くところについては、ぜひもう暗渠に影響あるから仮設はできないから固定式でもいいから、道路広いからやってくれないかとかという要望もあるわけですよ。それで、端的に、町長にお聞きします。先ほどの答弁では、撤去費用に予算もかかるし、それから設置するにもかかるから今後やっていくのは難しいような話しぶりだったんですけれども、地域のそういう冬場の通勤者、あるいは通学者の要望もある地域もあるわけです。ですから、それらに年次計画でも、これはそれこそ合併交付金を使って、整備してでも私は必要ではないかと思うとおるんです。ただ、単にそのための予算といたらもうこれは十年、二十年かかっちゃうと思うんですけれども、要望やその予算の対策ですね、ぜひ再考していただきたいなと思うんですけれども、その辺、どのようなお考えでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

地域の要望はかねてから今ご指摘の場所、いろいろあっています。あるいは、そこに限らず西中野目地区の一部からも

要望は上がってきております。いわゆる福佐内、水木、あの近辺から福館地区を整備した際には、国土交通省の防災上の補正予算が、いわゆるマッチングした形でその補正予算の中身の事業費として活用できたからいいタイミングでできたというところをまずご理解していただきたいと思います。また、その後、国交省の補正予算等々、あるいは通常の予算等々、防災上の観点からそういう予算が出てくるのを私は待っています。しかしながら、なかなか防雪柵にというところは、ここ数年なかなか当てはまらないような現状でございます。先般、国土交通省に十一月、四回ほどいろいろな期成同盟会の陳情で行って来ました。その中でも、私初め、一緒に行った市町村長の中からその旨の防雪柵、あるいは融雪溝等々については、十分なる予算手当てをしてくださいというお話は、いわゆる官僚の皆様にも伝えてきたところでもございます。ただ、総体的に、国の予算も、国、地方の財政を考えると一千兆円を超えている借金があるということで、恐らく今後はあらゆる面で、いろいろふるいにかかってくるような予算になっていく可能性もなきにしもあらずとっております。しかしながら、そういう努力は惜しまず続けながら、事業課、担当課にも、いざそういう予算が獲得できたらばすぐ立ち上がるように、事業認可できるような体制は整えておけというような話もしているところでございます。

一方では、浅利議員からは今、それさこだわれば何年かかるかもわからないというような話もされて、いわゆる合併特例債、残りあと三十、三十一、三十二と、三カ年の活用期間のタイムリミットがもう押し詰まってくるので、その話に限らず、総合的にどういうものに、ハード事業に活用していけば、また各課とも連携しながら、協議を続けていきたいと、そう思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）



ぜひ協議を続行していただきたいと思います。

次の農産物拠点施設の運営について、全員協議会も開かれて、説明もあったんで、聞くところ一千五百万円ほどの資本金で、町が筆頭株主といますか、そういうふうになるわけで、十二月末に設立総会と、一月登記と。端的にお聞きします。だんだんだんだんこの間の説明会を見て、株式会社なのか、何か株式会社の第三セクターなのか、だんだんだんだん自立的にやるのが、いわゆる指定管理料も一千八百万円も払うんだと。これは戦略部門で使うんだとかという説明だったようにも聞くんですけども、端的にお聞きします。この会社の設立役員に、役場からもどなたかが出るんだろうと思うんです。町長は、設立委員といますか、そういうふうなものになるんですかということと、町長、副町長お二人にお聞きします。社長や、そういうその後だろうから、年度を越えてからでしょうけれども、皆さんの要請があれば筆頭株主として取締役として社長などを引き受ける用意があるのかどうか、その点については、どういうふうなお考えなんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まずもって、第三セクターというお話もちよっと今、お話がありましたので、決してそういうことではありません。あくまでも独立した株式会社を設立して、それが母体となって運営していくと。ただ、町の指定管理料に関しては、例えば、観光のワンストップとか、その中に拠点の中でさらに魅力あるものを構築するから、その分に関しての委託料という解釈をしていただきたいと、そう思うでございます。

取締役のその代表とか、その話は、近日中に回答は出す予定にしております。例えば、町長がやるとか、副町長がやるとかもひっくるめて、近日中に回答を出すことになっております。余りご心配なさらずに見守っていただければと、

そう思っています。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

心配しているんじゃないで、その会社の性格が、つまり拠点部門じゃない、この説明資料によれば、ふじさき産品の開発育成だとか、観光コンシェルジュですか、ちょっと舌かみますけれども、担い手の育成などのこの経営戦略部門に主に指定管理料は投入するんだと。直営部門と同じなんですよということをやっていると言っているんですけども、だからだんだんだんだん株式会社らしくなくなって、町の直営店みたいな形になっていくのかなというふうなことを懸念しているわけでありまして。その点を心配しているわけでありまして。

それで、一千八百万円ほどだというのは、これは指定管理料ですね。これは戦略管理部門についてだけの概算見積もりでこれくらいになるというようなことなんでしょうか。その辺はどういう、たしか一千八百万円というふうに、一千五百万円じゃなくて一千八百万円だと思ったんですけども、どういうふうな見積もりでそういうふうになるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいまの指定管理料のお話かと思えますけれども、詳細については、室長のほうから話をしてもらいますけれども、私のほうからは、基本的なものをお話ししたいと思います。基本的に町がやるべき観光の発信とか、そういうものについて、会社のほうにお願いをします。その経費として指定管理料をお支払いするものでございます。詳しい内容につい

ては、室長のほうから答えさせます。お願いします。

○議長（野呂日出男君）

工藤室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。指定管理料の件ですけれども、経営戦略系部門の部分、先ほど説明しましたけれども、ふじさき産品の育成並びに観光コンシェルジュの人材育成等を含めまして、まず一千八百万円ほどということで、その戦略部門については、一千三百万円ほど、あと施設の維持管理、電気料とか、それらの分については五百万円ほどとなって、合わせて一千八百万円ほどとなっています。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一千三百万円と五百万円の足し算だというふうなことでお聞きいたしました。いずれにしましても、大きな町長にとっても仕上げの最後の第四コーナーだと思うので、お聞きするところによると、町長は四月の桜まつりのあたりかなと言っていますけれども、毎月直売店のその現状を、仮設店舗をやって、現状三割も五割も売り上げダウンしているというふうなことをもう町長も知っていると思うんですよ。ですから、一週間でも十日でも二週間でも早目に開業をする。人材育成をさねばまいねんだって、人材育成大分前からやってきているわけですので、この三月ごろまでにめどをつけて、建物の引き渡しも三月なわけですので、もう四月初めにオープンするという早期オープンもぜひ努力していただきたいなというふうに要請しておきたいと思います。

次の住民票、戸籍の附票の除票の原簿の保存と電子データの保存についてということで、これもいわゆる住民基本台帳

法に基づくものの取り扱い、保存の問題なんですけれども、原簿のほう、元帳、紙台帳といたしますか、これについては、藤崎は平成元年ぐらいからあるんだと。それから常盤は平成十一年ごろだとかという話もちょっと説明も受けたんですけども、原簿の取り扱いはどうなっていらっしゃるのかということと、それをスキャナーだとか、何とかして保存する準備はしているんですかということ。

もう一点は、「五年で廃棄だ廃棄だ」と言っているんですけども、これは法定上そういうふうになっているというんですけども、五年じゃ少な過ぎると思うんです、戸籍の附票でも。私に言わせれば五十年も保存するようなことが必要なんじゃないかなと、住所を表するというふうな意味でも。と思っておるんですけども、電子データの保存を五年で、いわゆる死亡したり、あるいは転出したりしてなくなってしまったという、死亡が主なる原因でしょうけれども。五年で除籍をするという、そのデータそのものはコンピューター会社といたしますか、扶桑さんなら扶桑さんでそれも法令に基いてやっちゃって、その抹消データというのを町役場では保存しておくものなんですか。私はおくべきだと思っているんですけども、その辺はどういう取り扱いになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。戸籍の附票の除票につきましては、今、浅利議員のおっしゃったその法律上は五年保存でいいということになってございますが、いろいろな請求事例もございまして、現在のところ、先ほどのお話のとおり、合併前の藤崎地区につきましては、平成元年から、また、常盤地区については平成十一年から、それぞれ紙媒体で保存してございます。保存している場所は、住民課の耐火倉庫といたしますか、シャッターのついた場所に事務室内に保存してございます。そして、請求があったあれば、残っているものについては、請求に応じて交付しているという状況でございます。

そしてまた、その紙媒体のデータ保存につきましては、平成十九年に全てをデータ化して保存してございます。その五年というところでありますけれども、いろいろなところ、例えば法務局なんかで担当者が集まっての協議会などもございます。そういうふうな場面で五年というものがどうなのかというふうな話、議論はしているようでありましてけれども、そしてまた、市町村によって対応もまちまちだと。五年で終わりなんだから法的に終わりなんだから、あと交付しないという市町村もあるようでございます。その辺はまちまちなんです、いずれにしても法にのっとるというのがまず基本であると。ただ、戸籍の附票の除票については、市町村で対応がまちまちであり、当町においては、あるものについては、全て交付しているという状況でございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

あるものについては交付するのは、それはやるべきだと思うんですけれども、いわゆるコンピューター化について、さまざまな費用を私たちは払っているわけです、自治体としても。ですから、データ保存をしたというようなことなんですけれども、それを具体的に戸籍の附票についてもやるべきだというふうなことを提案しておきたいと思います。

最後の地域産業の問題ですけれども、その口のリンゴ農家の労働力不足や後継者対策、特にその中で、リンゴ農家の労働力不足問題について、ぜひ、農業センサスでは六百件ほどのリンゴ農家があるということなんですけれども、これ労働力不足問題を県でも、相馬などにモデル地区もつくって取り組んでいるんですけれども、このリンゴ農家の労働力不足問題の実態調査と、それから来年度の対応策についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

リンゴ農家の労働力不足についての調査ということでございますが、今までにその調査はしたことがございませんけれども、来年度実施予定しておりますマッチング事業、その前提として、来年度リンゴ農家、稲作農家も含めてやっていきたいと思っておりますので、そういうことでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう一点、最後です。藤崎町の農業振興計画ってあるんです。私、改めて見てみて、これは平成二十二年版が最新版だと言っているんですよ。予算もかかりますけれども、今大きな転換を迎えて、それにどう、答弁では複合経営のことも話されていまして、それは有意義だと思っておりますけれども、この振興計画を来年度でもつくるべきだと思っておりますけれども、どのようなお考えなんでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

そのようにいたします。（「終わります」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

これで十三番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後四時二十九分

---